

## 第 4 次障害者プランの検討・整理表 [たたき台]

## 目 次

I	障害への理解促進と協働による共生	
1	障害に対する理解の促進	1
2	あいサポートプロジェクトの推進	1
3	各種団体との協働の促進	2
4	権利擁護の推進	2
II	自立と社会参加の促進による共生	
1	教育	3
2	雇用・就労の促進	4
3	情報の保障の強化	6
4	スポーツ、文化芸術活動の推進	7
III	保健、医療の充実	
1	保健・医療提供体制の充実	8
2	療育体制の充実	11
3	医療と福祉の連携	12
4	医療的ケア児支援体制の整備	13
IV	地域生活の支援体制の構築	
1	福祉サービス等の提供	13
2	住まいの場の確保	14
3	相談支援体制の構築	14
4	サービスの質の向上	15
V	暮らしやすい社会づくり	
1	バリアフリーの推進	17
2	防災対策の強化	17
3	防災、交通安全等の推進	18
4	研究・開発の推進と普及	19
5	ユニバーサルデザインの推進	19

# 第4次障害者プランの検討・整理表 [たたき台]

現 状	課 題	施策の推進方向
I 障害への理解促進と協働による共生		
1 障害に対する理解の促進		
(1) 広報・啓発活動の展開		
<p>○ 「障害者週間」は、毎年12月3日から12月9日までとされ、この期間を中心に、国・地方公共団体・関係団体等においては、様々な意識啓発に繋がる取組を展開しています。</p> <p>広島県では、庁内及び市町へのポスターの配布による啓発を行うとともに、人権週間のイベント開催等を通じて啓発を行っています。</p> <p>○ 障害者を取り巻く情勢を踏まえ、平成28(2016)年3月に改定した「広島県人権啓発推進プラン」に基づき、住民に身近な行政サービスを担う市町と連携し、人権啓発の取組を着実に推進することとしています。</p> <p>○ 障害者差別解消法の施行に伴い、県職員対応要領の制定、専門相談員を配置した相談窓口の設置、障害者差別解消支援地域協議会の設置等を行うとともに、県に寄せられた相談については、相談者と相手方との間に立って調整を行う等事案の解決に向けた取組を進め、地域協議会で情報共有化や事案の解決方法等について協議、また、事業者等への普及啓発活動を行う等、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組んでいます。</p>	<p>○ 一般県民の障害理解の促進とともに、障害者が生活する上で関わる様々な機関(行政機関・公共交通機関・司法機関等)においても障害に対する理解と支援の受けられる体制作りが必要です。</p> <p>○ 総合的かつ効果的な人権啓発を推進していく必要があります。</p> <p>○ 障害者や障害者団体については、障害者差別解消法について周知が進みつつありますが、平成29(2017)年度県政世論調査によると、調査対象者のうち、16.7%が「障害者差別解消法を知らない」という調査結果となっており、更なる普及啓発活動に取り組む必要があります。</p>	<p>○ 「障害者週間」を中心に、「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」募集などを通じて、障害に対する理解の促進を図ります。</p> <p>○ テレビ・新聞等のマスメディアの活用やヒューマンフェスタ等の県民参加型の啓発活動を通じて、障害者に対する理解を促進していきます。</p> <p>また、「人権週間」や「障害者福祉強調月間」「世界自閉症啓発デー」など様々な機会をとらえ、障害者や関係団体、市町と連携を図りながら、イベント等を活用した啓発活動を推進します。</p> <p>○ 障害者に対する差別・偏見の解消や、各障害の特性についての理解を深めるため、正しい知識の普及・啓発を更に進めます。</p> <p>特に、より一層の県民の理解が必要な知的障害、精神障害、発達障害、難病、盲ろう者等について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図ります。</p> <p>○ 県では、障害者差別解消支援地域協議会によるネットワークを構築し、複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案、紛争の解決や合理的配慮の提供などに結びついた事例、相談を踏まえて実施した調整の内容やノウハウ等の共有を通じて、地域全体としての相談・紛争解決機能の向上に努めます。</p>
(2) 子供世代からの理解促進【新規】		
(調整中)		
(3) 交流活動の推進		
<p>○ 福祉情報の発信や障害者等との交流、就労移行支援の場となる福祉公共スペース「ふれ愛プラザ」の紙屋町地下街への設置・運営を支援し、「ノーマライゼーション」の推進と障害者福祉に対する県民の理解促進のための普及啓発活動を実施しています。</p> <p>○ 障害のある人たちが利用する施設・作業所で製造している、スナックやスイーツといった菓子類の品評会「ひろしまS-1サミット」を通じて、障害のある人と触れ合いながら、障害者の活動や障害に対する理解を促進しています。</p>	<p>○ 障害に対する正しい理解と認識を深めるためには、県民が障害者と交流し、触れ合う機会をできるだけ多く確保する必要があります。</p> <p>○ 平成13(2001)年に設置した「ふれ愛プラザ」は、近年、来客数が伸び悩んでおり、活気ある交流の場づくりが課題となっています。</p> <p>○ 「ひろしまS-1サミット」などのイベントを通じて、県民が障害に対する正しい理解と認識を深める効果的なイベントとなるよう、実施形態や実施内容等について見直す必要があります。</p>	<p>○ 「ふれ愛プラザ」におけるホームページやSNS等を活用した商品と活動に関する情報や福祉情報の提供、夏休み工作教室等の店舗内でのイベント開催、他団体のイベントへの出展、職場体験者や就業実習者の受入等の取組を支援し、障害者や障害者の活動を知る機会とするとともに、障害者と来客者が交流する場の創出を図ります。</p> <p>○ 「ひろしまS-1サミット」、障害者スポーツの体験会、「あいサポートアート展」、障害者が参加、出演するコンサートや演劇、発達障害啓発イベントなど、集客力がある魅力的なイベントとなるよう創意工夫を行い、県民と障害者が触れ合いながら、障害者の日頃の活動や障害についての理解を促進します。</p>
2 あいサポートプロジェクトの推進		
<p>○ これまで、県では障害や障害者に対する正しい理解を促進するとともに、ノーマライゼーションの理念の普及に努めてきました。</p> <p>○ 障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を掲げています。</p> <p>○ 県では、平成23(2011)年10月から県民をはじめ、企業・団体等が、「様々な障害特性」、「障害のある人が困っていること」、「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などについて理解を深め、障害のある方が困っている場面を見かけたら、手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」を、県民運動として実施しています。</p> <p>○ 「障害を理由とした差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」が規定されている障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理解促進のために、出前講座を実施しています。</p>	<p>○ 「共生社会」の実現を図るためには、障害や障害者に関する県民の理解を促進し、併せて、障害者への配慮等について県民の協力を得て、幅広い人々の参加による活動を強力に推進することにより、社会的障壁を除去することが重要となっています。</p> <p>○ 「理解」することから「行動」へ繋がるために、理解度の段階に応じた研修を実施していく必要があります。</p>	<p>○ 企業・団体、地域、学校等への出前講座やあいサポート運動用テキスト「障害を知り、共に生きる」を利用し関係団体と連携した研修の実施など「あいサポート運動」の理解促進を図るとともに、あいサポート研修の講師や地域活動支援を行う「あいサポートリーダー」「就労支援リーダー」の養成や活動支援などにより、誰もが障害者等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。</p> <p>○ 「あいサポート運動」を当事者団体等の協力を得ながら推進し、将来を担う子どもや若者を含む全ての年齢層の「あいサポーター」が増えることによって、障害の特性や必要な配慮への理解を深め、障害のある人に対して理解のある行動につながるよう県民オール「あいサポーター」の構築に向けて取り組みます。</p>

## 第4次障害者プランの検討・整理表〔たたき台〕

現 状	課 題	施策の推進方向
<p>○ 配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない障害者等が、周囲に配慮を必要とすることを知らせる「ヘルプマーク」、緊急連絡先や必要とする支援内容等を記載する「ヘルプカード」を、平成29年度から導入し、普及促進を図っています。</p> <p>○ 障害者が文化芸術活動への参加を通じて、自身の生活を豊かにするとともに、県民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、平成24年度から障害者が創作した芸術作品を展示する「あいサポートアート展」を開催するとともに、平成29年度から、音楽、ダンス等の舞台芸術を発表する「あいサポートふれあいコンサート」を開催しています。</p>	<p>○ 障害者をひとまとめに考えるのではなく、多種多様で、同じ障害であっても一律ではなく、また、高次脳機能障害など外見からは分かりにくい障害も多く、こうした障害への理解も進めていく必要があります。</p> <p>○ 「あいサポートアート展」や「あいサポートふれあいコンサート」等の障害者の文化芸術活動を、広く県民に知っていただく必要があります。</p>	<p>○ あいサポート運動の取組として、外見からは分からないが配慮や援助を必要とする方のための「ヘルプマーク」や、障害者に関するマークをより広く周知し、配慮や支援を必要としている障害者と支援をする者を結び付けるなど、障害者がより早期かつ効果的に支援が得られやすくなるよう、普及啓発を行います。</p> <p>○ 「あいサポートアート展」の県内複数箇所での開催、市町巡回展示や、「あいサポートふれあいコンサート」の開催等を通して、県民の障害への理解と認識を深めていきます。</p>
<b>3 各種団体との協働の促進</b>		
<b>(1) 障害者団体との協働</b>		
<p>○ 障害者団体等が実施している自主的社会的活動に対して、経費の一部を助成しています。</p> <p>また、本県で全国大会など開催される場合には、大会実施経費を支援することを通じて、障害者の社会参加等を促進しています。</p>	<p>○ 障害者の自立した地域生活や社会参加等の促進のため、障害者団体等の自主的社会的活動を支援していく必要があります。</p>	<p>○ 障害者の社会参加を促進するため、障害者団体等と協力しながら各種事業を実施するとともに、障害者団体等の行う自主的社会的活動への必要な支援を行います。</p> <p>○ 難病患者への支援は、それぞれの疾病疾患への配慮が求められるため、患者団体等とも連携して必要な支援を行います。</p> <p>○ 障害者の意見を本県の障害者施策に反映させるため、障害当事者やその家族、障害者関係団体、学識経験者等の委員で構成する広島県障害者施策推進協議会を開催するほか、その他の関係協議会委員などへ当事者の委嘱や、障害者に係る計画、施策などの意思決定機会への参画を推進します。</p>
<b>(2) NPO、ボランティア等との協働</b>		
<p>○ 広島県社会福祉協議会と市町社会福祉協議会は、ボランティアセンター機能を強化し、ボランティア活動者の交流、大学との連携を通じ、新たな担い手の確保を図っています。</p> <p>○ 災害時に迅速な活動が行えるよう、広島県被災者生活サポートボラネット推進会議において、災害時における支援体制づくりを行っています。</p>	<p>○ 地域福祉ニーズの多様化に対応するため、ボランティアコーディネーターの育成や多様な担い手の確保などを通じ、ボランティアセンターの体制強化を図る必要があります。</p> <p>○ 今後は、南海トラフ巨大地震などの大規模広域災害に対応する支援体制を整備する必要があります。</p>	<p>○ ボランティアセンターのネットワーク化を図るため、ボランティアコーディネーターの育成研修の開催や、大学、地縁組織、NPO、地元企業、社会福祉法人など多様な主体との連携による新たな担い手の確保を行っていきます。</p> <p>○ 大規模広域災害に対応するため、広島県被災者生活サポートボラネット推進会議を通じ、災害ボランティアネットワークの強化を図ります。</p>
<b>4 権利擁護の推進</b>		
<b>(1) 障害者虐待の防止</b>		
<p>○ 障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の防止等に係る公共機関の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務等について規定された障害者虐待防止法が、平成24(2012)年10月に施行されました。</p> <p>障害者虐待防止法に基づき、障害者等からの相談受付、市町に対する情報提供、助言などを目的とした「広島県障害者権利擁護センター」を、広島県社会福祉協議会へ委託し、平成24(2012)年10月1日から業務を開始しています。</p> <p>○ 平成24(2012)年度に障害者虐待防止ネットワーク推進会議を設置し、関係機関及び関係民間団体との連携協力体制を整備しています。</p> <p>○ 指定障害福祉サービス事業所等の従事者、管理者、市町担当職員及び相談支援事業所職員を対象に研修を実施しています。</p> <p>○ 平成28(2016)年度の県内の養護者による障害者虐待の通報件数は96件(104件)、虐待認定は21件(30件)、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報件数は47件(51件)、虐待認定は13件(7件)、利用者による障害者虐待の通報件数は19件(33件)、虐待認定は6件(17件)と、前年度と比較してやや減少していますが、多数の通報等が行われています( )内の件数は、平成</p>	<p>○ 障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに擁護者に対する支援体制を維持するため、定期的に虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、障害者等への適切な支援やネットワークの構築等について、意見交換を行う必要があります。</p> <p>○ 障害者虐待の防止や通報義務等について、障害者、養護者及び事業者等へ広報・啓発活動を行い、周知を図る必要があります。</p> <p>○ 障害者虐待防止法では、市町に障害者虐待に関する通報窓口・届出、相談等を行う「市町村障害虐待防止センター」機能を果たすことが求められているため、市町職員等の専門的知識の充実を図り、虐待事案の未然防止及び早期発見に努める必要があります。</p> <p>○ 障害者関係団体等の人材育成等を促進し指導的役割を担う人材の資質向上を図る必要があります。</p>	<p>○ 広島県障害者権利擁護センターにおけるパンフレットの作成・配付、ホームページ等による情報発信等により、障害者虐待の防止や通報義務等、障害者、養護者及び事業者等への普及・啓発活動に努めます。</p> <p>○ 定期的に虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組むとともに、これらの体制や取組について、定期的に検証を行い、必要に応じて見直し等を行います。</p> <p>○ 障害者虐待の未然防止、早期発見の取組や虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応のための体制づくり(責任者の配置、従業員への研修等)、その後の適切な支援について、事業者等への指導を行います。</p> <p>○ 相談支援事業者(相談支援専門員等)に、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町との連携の重要性について周知を図ります。</p> <p>○ 虐待事案の未然防止及び早期発見のため、市町職員及び障害福祉サービス事業者等を対象とした虐待防止・権利擁護研修を毎年開催し、設置・管理者の受講を徹底するとともに、各事業所等における虐待防止委員会の設置を促進します。</p> <p>○ 障害者虐待の未然防止や権利擁護に関する研修等の指導者を養成するため、障害者関係団体等が推薦する者を国が実施する研修等へ参加させます。</p>
<b>(2) 権利擁護の推進</b>		
<p>○ 県社会福祉協議会及び市町社会福祉協議会が、判断能力の不十分な人(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で福祉サービスを利用するための情報の入手、理解、判断等を本人のみでは適正に行うことが困難な人)などに、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などの福祉サービス利用援助事業(かけはし)を実施し、できる限り家庭や地域で自立した生活が送れるよう支援しています。</p> <p>【表2-1-○ 福祉サービス利用援助事業 実利用者数】</p>	<p>○ 福祉サービス利用援助事業(かけはし)の利用世帯には、生活困窮など複雑な諸問題を抱えるケースが増えていることから、これらの問題に対応できるよう、利用者の支援を行う生活支援員や専門員のスキルアップに加え、関係機関との連携強化が必要です。</p>	<p>○ 福祉サービス利用援助事業(かけはし)を担う生活支援員と専門員が生活困窮などの複雑な諸問題に対応できるよう、県社会福祉協議会等が実施する研修や関係機関との連携体制の構築に向けた取組を支援し、事業の適切な運営を図ります。</p>

## 第4次障害者プランの検討・整理表 [たたき台]

現 状	課 題	施策の推進方向
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成29(2017)年3月末現在、17の市町社会福祉協議会において成年後見事業(法人後見)を実施しています。</li> <li>○ 市民後見人を確保するため、広島市、福山市及び三次市において、市民後見人を育成する研修等を実施しています。</li> <li>○ 市町は、国が平成29(2017)年3月に策定した成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。)に基づき、市町における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めることになっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての市町社会福祉協議会で成年後見事業(法人後見)が実施できるよう、県社会福祉協議会等による働きかけや支援が必要です。</li> <li>○ 今後、親族等による成年後見人等の受任が困難な単独世帯の高齢者の増加が見込まれることから、成年後見人等の担い手として市民後見人の確保が必要です。</li> <li>○ 市町は、基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワーク・中核機関の設立及び円滑な運営など、成年後見制度利用の促進に関する施策を推進することが求められています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見事業(法人後見)を未実施の市町社会福祉協議会に対して、県社会福祉協議会が実施する取組を支援します。</li> <li>○ 引き続き、市民後見人の育成を行う市町を支援するとともに、未実施の市町に対して実施に向けた働きかけを行います。</li> <li>○ 市町が行う保健・医療・福祉に司法を含めた連携の仕組み(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)の構築や基本計画の策定を支援するとともに、福祉サービス利用援助事業(かけはし)から成年後見制度に至るまでの切れ目ない支援をしていきます。</li> </ul>
<b>(3) 選挙等における配慮</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体に重度の障害がある人は、入所する施設や郵便などによる不在者投票ができます。</li> <li>また、投票所では点字による投票や、自ら投票用紙に記入することができない人のための補助者による代理投票ができます。</li> <li>○ 県選挙管理委員会が執行する選挙においては、障害者に点字、音声及び拡大文字により、当該選挙・候補者情報を提供する選挙のお知らせを作成・配布しています。</li> <li>○ 市区町選挙管理委員会には、投票所環境の整備の働きかけを行っており、建物の2階以上に投票所が設けられる場合でも、適切な措置が講じられています。</li> <li>また、障害により介添を要する者が投票する場合、投票事務従事者が介添えするとともに、対応できる設備(車椅子等)について配慮がなされています。</li> <li>【表2-1-○ 入口と同一フロアにない投票所等における措置状況】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者支援施設については、身体障害者支援施設のみが不在者投票のできる施設に指定できるとされており、知的・精神障害者支援施設については、不在者投票のできる施設に指定できません。</li> <li>また、現実的に投票所へ行くことが困難な状況にある重度の視覚障害者などは、現行制度では郵便による不在者投票ができる対象要件とされていません。</li> <li>○ 知事選挙などでの政見放送は、字幕の付与が認められておらず、聴覚障害者が候補者の政見を知る機会が限られています。また、投票用紙記載場所での掲示物には法的制約があり、読字障害者などが候補者の氏名を記載するに際して、困難を感じる場合があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国の都道府県選挙管理委員会で組織する都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、不在者投票のできる施設の拡大や重度の視覚障害者などを郵便による不在者投票の対象とするよう、障害の状況に配慮した投票制度の整備や全ての政見放送への字幕の付与を要望していきます。</li> </ul>
<b>II 自立と社会参加の促進による共生</b>		
<b>1 教育</b>		
<b>(1) 就学・相談支援体制の確立</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町の就学指導委員会の機能化及び適正な就学・相談のため、市町教育委員会の専門性の向上を図る研修等を行っています。</li> <li>○ 保護者等に対する支援として、県の特別支援教育の状況や教育相談についての幅広い情報を紹介する教育支援ガイドブックを、広島県教育委員会HP(ホットライン教育ひろしま)に掲載しています。</li> <li>○ 障害のある児童生徒の就学指導を適正に行い、特別支援教育の円滑な実施を図るため、県に就学指導委員会を設置しています。</li> <li>○ 障害者差別解消法、広島県福祉のまちづくり条例及び文部科学省の学校施設バリアフリー化推進指針を踏まえた、県立学校のバリアフリー化を進めています。</li> <li>○ 障害のある幼児児童生徒の就学(園)機会の拡大を図るために、障害のある幼児児童生徒を積極的に受け入れている私立幼小中高等学校に対して助成しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害のある幼児児童生徒の増加、教育的ニーズの多様化を踏まえ、保護者に対する適切な情報提供を行うとともに就学先決定を適正に行うため、市町教育委員会の専門性をさらに高めていく必要があります。</li> <li>○ 市町において医療・福祉と連携した早期からの就学・相談支援の充実を図るとともに、乳幼児期から学校卒業までの一貫した指導・支援ができるような仕組みを構築する必要があります。</li> <li>○ 私立幼小中高等学校において、障害者の個々の特性を踏まえた十分な教育が受けられるように、合理的配慮及び必要な支援が提供される状況を、一層推進する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就学相談支援研究協議会を開催して、教育相談・支援に関する演習、成果のあった事例の報告、教育相談状況の交流などを行い、各市町の指導・支援体制の強化を図ります。</li> <li>○ 教育支援ガイドブックの内容を就学相談支援研究協議会で周知し、活用を促します。</li> <li>○ 県立学校へのエレベーターの整備など必要な整備を進めていきます。</li> <li>○ 障害のある幼児児童生徒の就学(園)機会の拡大を図るために、障害のある幼児児童生徒を積極的に受け入れている私立幼小中高等学校に対して助成していきます。</li> </ul>
<b>(2) 特別支援教育の推進</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた支援を行うための基本的な校内支援体制は整ってきましたが、個別の指導計画等が支援に必要な幼児児童生徒全員には作成されておらず、活用状況も十分とはいえない状況にあります。</li> <li>○ 教員の専門性や施設・設備を生かした地域の特別支援教育に関するセンター的機能を果たすよう特別支援学校の体制を整備しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 十分とは言えない個別の指導計画等の作成率を向上させる必要があります。</li> <li>○ 高等学校における「通級による指導」が平成30年度から実施されたことから、高等学校からの支援要請が増加が見込まれています。</li> <li>○ 障害のある幼児児童生徒の保護者からの教育相談や保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校からの支援要請が増加、多様化しており、指導・支援についての情報発信を含め、特別支援学校のセンター的機能を更に充実させる必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町の担当者や高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を充実するとともに、個別の指導計画作成につながるようチェックリストの活用促進を図ります。</li> <li>○ 特別支援学校のセンター的機能の更なる充実及び、専任の教育相談主任を増員して体制強化を図るとともに、教育センターや広島大学と連携し、教育相談主任や特別支援教育コーディネーターへの専門研修を充実します。</li> </ul>
<b>(3) 教職員等の専門性の向上</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎年、免許状認定講習を開催し、特別支援学校教諭免許状(以下「免許状」という。)の取得を推進しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別支援学校において新規採用の教諭が増加していますが、そのうち、免許状を保有している者が少ないため、採用後に必ず取得するよう指導していく必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 免許状認定講習を継続して実施するなど、より多くの教員が早期に免許状を取得できるための取組を進めます。</li> </ul>

## 第4次障害者プランの検討・整理表 [たたき台]

現 状	課 題	施策の推進方向
<p>○ 小・中学校の通常の学級における発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する平成24(2012)年の国の調査において、学習面又は行動面で困難を示す児童生徒の割合は6.5%程度となっています。</p>	<p>○ 小・中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の学級数、対象児童生徒数が増加しています。</p>	<p>○ 自閉症・情緒障害特別支援学級担任への研修を実施することにより、市町の特別支援教育の中核的な役割を担う人材の養成を図ります。</p>
<b>(4) 特別支援学校の充実</b>		
<p>○ 特別支援学校に配置するジョブサポートティーチャー(就職支援教員)を増員し、就職指導の充実を図っています。また、技能検定を開催することで、生徒の就職意欲を高めるとともに、生徒の働く態度の育成や技能の修得を図っています。</p> <p>○ 日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置し、安全かつ適正な医療的ケアの実施体制の整備を図っています。</p> <p>○ すべての県立特別支援学校にタブレット型情報端末を整備し授業での効果的な活用を促進を図っています。</p> <p>○ 知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の在籍者数が年々増加しています。</p>	<p>○ 幼児児童生徒一人一人の障害の種別・程度、発達段階及び教育的ニーズに応じた専門的な指導の充実、特に、職業的自立を促進する取組の充実を図る必要があります。また、職業教育に重点を置いた高等特別支援学校の設置を早期に実現する必要があります。</p> <p>○ 幼児児童生徒の障害の多様化に伴い、学校での医療的ケアの実施の可否や対応方法について、専門的な判断を必要とする事例が増加しています。</p> <p>○ 幼児児童生徒一人一人の発達段階や教育的ニーズに応じた授業を行っていくため、教員のタブレット型情報端末などのICT機器の活用能力を高める取組が必要です。</p> <p>○ 知的障害のある児童生徒の増加に対応するため、幼児児童生徒に適切な教育が行える教育環境の整備を検討する必要があります。</p>	<p>○ ジョブサポートティーチャーの配置を拡充する等、特別支援学校の就職指導体制及び労働局との連携を強化し就職先の開拓を図るとともに、技能検定と関連付けて作業学習等の授業改善を進めます。また、職業教育の充実を図るため、高等特別支援学校の設置を検討しています。</p> <p>○ 特別支援学校に配置している看護師や教員に対する研修を実施するとともに、指導医からの指導・助言を受けられるようにするなど、安全かつ適正な医療的ケアの充実を図ります。</p> <p>○ ICT機器を活用した指導事例を集め、特別支援学校に情報提供していきます。</p> <p>○ 在籍者数の推移、学校施設の状況等を踏まえ、特別支援学校の再編整備など、障害のある幼児児童生徒に適切な教育が行える教育環境の整備を図ります。</p>
<b>(5) 生涯を通じた多様な学習活動の充実【新規】</b>		
<p>○ 県民の多様な学習ニーズに応えるため、大学やNPO等が実施する講座等の情報を、県教育委員会ホームページで発信しています。</p> <p>○ 県立図書館では、視覚に障害がある方への対面朗読などの障害者サービスを実施しています。</p>	<p>○ 障害者の生涯学習支援の取組に関する現状の把握と、県民への積極的な情報提供が必要です。</p>	<p>○ 障害者の生涯学習支援に関する模範的な取組や、障害のある方も参加できる講座等の情報を収集し、県教育委員会ホームページ等で広く県内へ発信します。</p> <p>○ 県立図書館における資料を充実させ、障害者の読書環境を整備します。</p>
<b>2 雇用・就労の促進</b>		
<b>(1) 企業等の理解促進</b>		
<p>○ 県内に本社のある企業(対象労働者50人以上規模:2,150社)における障害者の実雇用率は、平成29(2017)年6月1日現在で2.05%と法定雇用率(2.0%)を7年ぶりに達成し、法定雇用率を達成している企業の割合は50.2%となっている一方で、法定雇用率未達成企業1,071社のうち、障害者を1人も雇用していない企業は635社で、未達成企業全体に占める割合は59.3%となっています。</p> <p><b>【表2-2-○ 県内に本社のある企業の障害者雇用状況】</b></p> <p>○ 平成25(2013)年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供が行政機関に義務付けられるとともに、平成30(2018)年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられるとともに、法定雇用率が2.2%に引き上げられました(当面の間2.2%、3年を経過する日より前に2.3%)。</p> <p>○ 障害者雇用の促進に向け、企業に対し啓発広報活動を実施しています。</p> <p>○ 県では、平成23(2011)年10月から県民をはじめ、企業・団体等が、「様々な障害特性」、「障害のある人が困っていること」、「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などについて理解を深め、障害のある方が困っている場面を見かけたら、手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」を、県民運動として実施しています。また、平成27年度より、企業内でのあいサポート運動の普及や障害者の職場定着を促進することを目的として、企業・団体内でのあいサポート研修の実施や、職場の障害者の相談支援等を行う「就労支援リーダー」を養成しています。</p>	<p>○ 県内に本社のある企業の実雇用率は法定雇用率を達成しましたが、今後、法定雇用率の更なる引き上げが見込まれているため、引き続き障害者雇用の充実・強化を図る必要があります。</p> <p>○ 障害者の雇用・就労の促進及び職場定着を推進するためには、企業経営者をはじめ企業の従業員に、障害者に対する偏見、無関心、障害の特性や配慮の仕方等があまり知られていないなどの社会的障壁を除去して、受入体制を整備していく必要があります。</p> <p>○ 特定の企業だけではなく、より多くの企業が研修に参加するように、あいサポート運動企業・団体等の申請及び、研修への参加の推進を図っていく必要があります。</p>	<p>○ 障害者雇用に関する啓発資料の作成・配布、雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」への掲載等により県内企業等への広報・啓発を行います。</p> <p>○ 障害者の特性を活かして重要な働き手として雇用している企業等の見学等、障害者への理解促進と雇用促進を図ります。</p> <p>○ 障害者雇用に関する積極的な企業・事業所の表彰及び取組事例の紹介により雇用の促進を図ります。</p> <p>○ 障害者の積極的な雇用について経済団体に要請していきます。</p> <p>○ 「あいサポート運動」の理解促進を図るとともに、あいサポート研修の講師や地域活動支援を行う「あいサポートリーダー」「就労支援リーダー」の養成や活動支援などにより、障害者雇用のノウハウが無い企業等に対して、積極的に情報発信を行うとともに、既に障害者雇用をしている企業等についても、職場の定着率の向上を図ります。</p>
<b>(2) 就業機会の拡充と雇用促進</b>		
<p>○ 平成28(2016)年度の県内の公共職業安定所における障害者の新規求職申込件数、就職件数ともに過去最高となっています。</p> <p><b>【表2-2-○ 県内の公共職業安定所を通じた障害者の職業紹介状況】</b></p> <p>○ 県内に本社のある企業(対象労働者50人以上規模:2,150社)において雇用されている障害者の人数は毎年増加し、平成29(2017)年6月1日現在では8,594人となっています。</p> <p><b>【表2-2-○ 県内に本社のある企業(50人以上規模)の障害者雇用状況】</b></p>		

## 第4次障害者プランの検討・整理表 [たたき台]

現 状	課 題	施策の推進方向
<p>○ 就業機会の拡大及び雇用の促進・維持を図るため、雇用関係施策を実施しています。</p> <p>○ 就業面及び生活面において一体的な相談支援を実施する障害者就業・生活支援センターでは、雇用、保健福祉、教育等の関係機関と連携し、個々の障害者に応じた支援を行うことにより、障害者の一般就労及び職場定着に努めています。</p> <p>○ 就職を希望する障害者に就業支援や生活支援を行い、障害者の職業生活における自立を図ることを目的とし、雇用、保健福祉、教育等の関係機関が連携した拠点として、障害者就業・生活支援センターを全ての障害保健福祉圏域に設置・運営しています。</p> <p>【表2-2-○ 障害者就業・生活支援センターの取組状況】</p> <p>○ 近年、福祉分野と農業分野が連携した「農福連携」の取組が各地で盛んになっています。</p> <p>○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）において、国、地方公共団体等は、障害者就労施設等の受注の拡大を図るため、優先的に物品等を調達することや受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないとされています。</p> <p>○ 障害者優先調達推進法に基づき、平成25(2013)年度から毎年度、広島県優先調達方針を作成し、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の一層の推進に取り組んでおり、平成29(2017)年度は、実績額が市町分と合わせ、約2億4,300万円となったほか、「あいサポート企業・団体」に対し、事業所製品の購入等を働きかけるなど、官民一体となった発注拡大等の取組を進めています。</p> <p>○ 建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定において、障害者雇用状況の評価の仕組みを導入しています。</p> <p>また、物品・委託役務競争入札参加資格者名簿において、障害者雇用状況が確認できるようにするとともに、物品調達において、障害者多数雇用事業者の受注機会の拡大を図っています。</p> <p>○ 県職員及び教員の採用試験において、身体障害者を対象とした試験を実施し、障害者の就労機会の拡充を図っています。</p> <p>【表2-2-○ 広島県における障害者の雇用状況】</p>	<p>○ 個々の就労支援機関に特徴や機能に差異等があることから、相互に関係機関が連携して支援を行うことが重要であり、各障害保健福祉圏域の障害者就業・生活支援センターを拠点とし、広島障害者職業センター、広島障害者職業能力開発校、広島労働局等の関係機関がネットワークを形成し、就労支援を行う必要があります。</p> <p>○ 特に、平成30(2018)年4月1日から、法定雇用率が引き上げられるとともに、その算定基礎に精神障害者が加えられたため、障害者就業・生活支援センターの果たす役割は、今後、益々増加するものと考えられます。</p> <p>○ 就労移行支援事業所を通じた就労移行実績が低調となっており、障害者の一般就労を効果的に支援する就労移行支援サービスの提供や、関係機関や民間企業との連携が十分とは言えない状況にあります。</p> <p>○ 障害者の職場定着に当たっては、障害者の特性を把握、理解した上で、日常的な業務遂行を支援するとともに、当該障害者の勤務状況等に変化があった場合は、迅速かつ的確に対応する必要があります。</p> <p>○ 精神障害者については職業定着に課題を抱える者も多く見られること等、働くことを希望する障害者が能力と適性に応じて就業できる状態となっていないせん。</p> <p>○ 平成29(2017)年3月に国が公表した「働き方改革実行計画」の中で、農業に取り組む障害者就労施設に対する6次産業化支援など、農福連携による障害者の就労支援について、全都道府県での実施を目指すとされています。また、平成29(2017)年7月に「農福連携全都道府県ネットワーク」が発足し、農福連携の取組を定着・拡大させていく必要があります。</p>	<p>○ 就業機会の拡大及び雇用の促進・維持を図るため、雇用関係施策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障害者と事業主とが参加する合同就職面接会の共催による雇用・就業機会の拡大</li> <li>■ 職場適応訓練制度の活用による就業機会の拡大・雇用の維持</li> <li>■ 新たに障害者を常用雇用する等の要件を満たす中小企業に対する資金の融資による雇用促進</li> </ul> <p>○ 障害者の特性を活かして重要な働き手として雇用している企業等の見学等、障害者への理解促進と雇用促進を図ります。</p> <p>○ 障害福祉施設利用から一般就労を希望する障害者に対し、障害者就業・生活支援センターによる支援を行い、ハローワークを通じた一般就労を促進します。</p> <p>○ 各障害保健福祉圏域の障害者就業・生活支援センターの会議やセンター全体の連絡会議等を通じ、圏域内外の連携を図り、就労支援に係るネットワークにおける効果的な活動事例や企業情報の共有を促進するとともに、センターによる支援体制の整備を図ります。</p> <p>○ 障害者の一般就労を促進するため、障害者の就労ニーズや、就労に伴う課題を把握するとともに、効果的な対策の検討や先進事例等に係る情報共有化を行い、関係機関、民間企業等との連携による支援、取組の促進に努めます。</p> <p>○ 具体的には、障害者雇用を希望する企業に研修会、相談会等への積極的な参加を呼びかけます。また、障害の特性を理解した上で障害者雇用を開始するなど、経営者、従業員の意識の向上、改革を図る必要があることから、出前講座等によるあいサポート研修や、「あいサポート企業・団体」認定申請への働きかけを行います。</p> <p>○ 障害者の一般就労を支援するため就労移行支援サービスの提供体制の確保を図ります。</p> <p>○ 障害者の一般就労後の離職を防止し、職場定着を促進するため、平成30(2018)年度から新たに導入された就労定着支援サービスの事業者参入に努めます。</p> <p>○ 農福連携による障害者雇用を促進するため、農業の専門家や事業所へ派遣し、農産物の生産、加工、販売までの営農指導や技術指導を行い、障害者の就農促進を支援していきます。</p> <p>○ 毎年度策定する優先調達方針を県全体で共有、周知し、優先調達の執行体制を確立するとともに、事業所が提供可能な製品やサービス情報を収集し、県ホームページ等により、「あいサポート企業・団体」等に対し、情報提供、広報を行うなど、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ります。</p> <p>○ 県発注と提供できる製品・商品とのニーズのズレを改善・解消するために、県の発注実績を障害者就労施設等に情報提供するとともに、共同受注窓口である広島県就労振興センターによるニーズに適合した物品の企画開発やマーケティング研修等について検討します。</p> <p>○ 建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定において、引き続き、障害者雇用状況の評価を行います。</p> <p>物品・委託役務競争入札参加資格者名簿においては、引き続き障害者雇用状況が確認できるようにするとともに、物品調達において、障害者多数雇用事業者の受注機会の拡大を推進します。</p> <p>○ 引き続き、県職員及び教員の採用試験において身体障害者を対象とした試験を実施し、障害者の就労機会の拡充を図ります。</p>

## 第4次障害者プランの検討・整理表 [たたき台]

現 状	課 題	施策の推進方向
<p>○ 県内市町にも、障害者の雇用促進について助言しており、平成29(2017)年6月1日現在、●市町において障害者の法定雇用率が達成されています。</p>		<p>○ 市町での障害者雇用が法定雇用率を下回ることはないよう、引き続き、県内市町に助言していきます。</p>
<b>(3) 工賃向上のための取組</b>		
<p>○ 就労継続支援B型事業所の月額平均工賃は、平成29(2017)年度実績で16,038円となっており、工賃を収入として、障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害基礎年金等による収入を合わせても、その額は十分ではありません。 【表2-2-○ 平均工賃の推移と目標額】</p> <p>○ 各就労継続支援B型事業所は、独自の受託元や販売先を確保し、事業所運営に努めていますが、単独の事業所での受注量増加や販路拡大には限界があり、事業者相互の連携が必要となっています。 ○ このため、平成24(2012)年度から、県内すべての事業所を対象に、広島県就労振興センターによる共同受注窓口を設置し、事業者情報の収集・提供、企業・官公庁への営業・受注確保、事業所間の受注調整、発注者と事業所とのマッチング等を行っています。 ○ また、平成28(2016)年から、(一社)広島県森林整備・農業振興財団に委託して、農業を通じて就労支援を実施している事業所へ農業の専門家を派遣し、農業経営や農業技術に係る指導・助言等を行っています。</p> <p>○ 広島市と連携し、障害者就労施設の製品を販売している「ふれ愛プラザ」の運営を支援しています。</p>	<p>○ 一人暮らしの障害者が1か月に必要な生活経費を約10万円とし、障害の程度に応じて一定額の障害基礎年金の支給を受けると試算した場合、生活経費として不足する約35,000円を自らの就労による工賃で賄う必要があるため、一層の工賃向上に取り組む必要があります。</p> <p>○ 各事業所は、提供可能な製品やサービス情報の周知、広報を積極的に行うとともに、企業、官公庁等への営業活動に取り組み、更なる販路拡大を図る必要があります。 ○ 共同受注窓口は、企業、官公庁等のニーズを把握し、ニーズに即した商品開発や、サービス提供などを事業所に提案、調整するなど、事業所への支援機能の強化が求められています。</p> <p>○ 「ふれ愛プラザ」の売上額が伸び悩んでいる中、自立的運営に向けて、設置主体である広島県就労振興センターの取組を充実強化していく必要があります。</p>	<p>○ 就労継続支援B型事業所が作成した事業所工賃向上計画について、各事業所において利用者に支払う工賃状況を管理できるよう、個別支援計画と連動した様式に変更し、計画についての確かなPDCAサイクルが実施できるよう取組を進めます。 ○ 第2期の工賃向上計画である「広島県工賃向上に向けた取組」(計画期間:平成27(2015)年度～平成29(2017)年度)の事業所の工賃分析や取組のPDCAサイクルを踏まえ作成した第3期の工賃向上計画(計画期間:平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)により、事業所の取組を支援していきます。 ○ 専門家による事業所への個別指導やセミナー等を行う事業所職員のスキルアップ研修の実施や、「ひろしまS-1サミット」の開催などを通じて、技術指導や経営指導を行い、製品の品質向上だけでなく、事業所の企画開発力や販売力の向上を図ります。</p> <p>○ 共同受注窓口による企業、官公庁等への働き掛け、受注確保、販路開拓、マッチング等の取組により、事業所の受注拡大への支援を行っていきます。</p> <p>○ 農業の専門家を事業所へ派遣し、農産物の生産、加工、販売までの営農指導や技術指導を行うとともに、マルシェを開催し、生産物の品質向上や販路の拡大を支援していきます。 ○ 障害者就労施設等から積極的に物品等を購入している企業・団体について、「あいサポート企業・団体」として認定するとともに、模範となる企業・団体について表彰を行い、企業・団体から物品調達の促進を図ります。 ○ 「ふれ愛プラザ」が行う消費者ニーズに対応した商品の企画開発や品質向上、イベント出展等による商品PR等の取組を支援していきます。また、平成28(2016)年度に広島県就労振興センター、広島市と連携して作成した「ふれ愛プラザ」活性化実施計画をもとに、自立的運営に向けて、売上額増加に向けた取組を支援していきます。</p>
<b>(4) 職業能力開発の充実</b>		
<p>○ 障害者の態様に応じた多様な職業訓練を実施し、障害者の就職に必要な知識・技能習得を支援することにより、障害者の雇用を促進しています。</p> <p>【表2-2-○ 広島障害者職業能力開発校の定員数】 【表2-2-○ 障害者委託訓練定員の推移】</p> <p>○ 訓練手当については、雇用対策法に基づく職業転換給付制度の給付金の一つとして、広島障害者職業能力開発校等の訓練生に対し、訓練期間中の生活の安定を図るための支援措置として実施しています。</p> <p>【表2-2-○ 支給人数・支給額の推移】</p>	<p>○ 障害者の就職件数が近年上昇傾向にある中で、就職に至らない比較的重度の障害者の就職率の向上を図るため、能力・適性に応じた職業訓練及び生活リズム・対人スキル等職業生活全般に渡る職業能力の習得支援を行うとともに、県内の企業や業界団体等との連携を強化する必要があります。</p>	<p>○ 障害の程度や障害者の能力・適性、地域の障害者雇用ニーズに対応した職業訓練を実施します。</p> <p>○ 広島障害者職業能力開発校等で職業訓練を受ける障害者に対し、引き続き訓練手当を支給することで訓練受講期間中の生活を安定させ、受講を促進します。</p>
<b>3 情報の保障の強化</b>		
<b>(1) 情報バリアフリー化の推進</b>		
<p>○ 県民だよりについては、県立視覚障害者情報センターを通じて、希望者に点字版、テープ・デージー版を送付するとともに、県のホームページ上に点字データと音声データを掲載しています。 また、テレビ広報ではクローズドキャプションを挿入しています。</p> <p>○ 県ホームページについては、高齢者や障害者を含めた誰もがホームページを支障なく利用できるようなためのアクセシビリティガイドラインを策定しており、システムによりアクセシビリティをチェックする仕組みとなっています。</p> <p>○ 県の行政文書等のうち可能なものから逐次音声コードの貼付を進めています。また、県が主催するイベントのチラシ等のほか、身体障害者手帳の交付決定通知文書等の視覚に障害のある方を対象とした文書について、原則として音声コードの貼付をすることとしています。</p> <p>【表2-2-○ イベントチラシ作成部数】</p>	<p>○ 県ホームページのアクセシビリティガイドラインは、日本工業規格(JIS)や総務省の運用モデルに沿って作成しており、JIS規格の等級AAをクリアするレベルになっていますが、新たに作成されたページ等について、総務省が提唱する等級AAを維持していくためには全庁的な対応が必要となっています。</p> <p>○ イベントチラシ等への音声コードの貼付について、周知徹底を継続的にを行い、各所属の認識を高める必要があります。</p>	<p>○ 県民だよりの点字版、テープ・デージー版の送付を継続して実施することとし、テレビ広報のクローズドキャプションについても、継続していきます。</p> <p>また、県ホームページのアクセシビリティについては、操作研修におけるガイドラインの周知を行うとともに、等級AAの維持に向けた方針の策定等を検討していきます。</p> <p>○ 研修会や説明会等において、音声コードの貼付について周知徹底を図るとともに、各所属の認識を高めていきます。</p>

## 第4次障害者プランの検討・整理表 [たたき台]

現 状	課 題	施策の推進方向
<p>○ 平成29(2017)年度3月現在、行政文書等への音声コードの貼付の取組を実施している市町は11市町、であり、活字読上げ装置を設置している市町は22市町となっています。</p> <p>○ 情報技術(IT)を利用した障害者の社会参加及び就労促進を図ることを目的に、障害者ITサポートセンターを設置しています。同センターでは、「障害者の情報通信機器の利活用に係る相談・情報提供事業」、「パソコン講習会開催事業」、「タブレット端末体験会開催事業」、「パソコンボランティア派遣事業」等を実施しています。</p> <p>○ 点字によらなければ日常生活に必要な情報が得られにくい重度の視覚障害者に対して、新聞等による最新の情報を点訳化し、迅速な提供を行っています。</p> <p>○ 社会福祉法人日本盲人会連合から送信された新聞情報等は県立視覚障害者情報センターで点訳し、購読者へ配布しています。</p> <p>○ 県立視覚障害者情報センターでは、主な業務として点字刊行物、視覚障害者用の録音物等の貸出し・閲覧、点訳・朗読奉仕員等の養成を行っています。</p> <p>○ 視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」におけるダウンロード等、インターネットによる図書利用の促進や、点字・録音に次ぐ情報形態として「テキストデージー図書」や「マルチメディア図書」等の利用者ニーズの変化に対応するため、蔵書の充実を図っています。 【表2-2-〇 県立視覚障害者情報センターの蔵書状況】</p> <p>○ 広島県聴覚障害者センターにおいて、テレビ番組等に字幕・手話を挿入したビデオカセットテープ・DVDや情報機器の貸出しを行うなど、聴覚障害者の社会参加を支援するために情報バリアフリー化を推進しています。</p>	<p>○ 情報技術(IT)に関しては、日々発展を続けており、障害者ITサポートセンターは常に最新の情報を把握して講習等に反映させていく必要があります。</p> <p>○ 県立視覚障害者情報センターの点字・録音図書の製作は、ボランティアの協力を得て行っています。</p>	<p>○ 市町に行政文書等への音声コード貼付及び活字文書読上げ装置設置状況調査を行い、貼付状況を把握するとともに、市町の音声コード貼付及び活字文書読上げ装置の設置を促進します。</p> <p>○ 障害者ITサポートセンターにおいては、引き続き、ITに関する情報収集に努め、時代やニーズに沿った講習等を実施するなど、情報格差の解消を図り、障害者自らITの習得・利活用が行えるよう支援します。</p> <p>○ 県立視覚障害者情報センターにおいては、点訳・音訳・デージー編集等のボランティアの育成を図り、引き続き、新刊図書などの音訳やデージー化等を進めるとともに、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」等を利用しながら、視覚障害者のニーズに対応していきます。</p> <p>○ 聴覚障害者情報提供施設として広島県聴覚障害者センターを整備し、平成29年1月から運営を開始しました。聴覚障害者への情報発信や相談対応、意思疎通支援等を提供しています。</p>
<p>(2) 意思疎通支援の充実</p> <p>○ 聴覚障害者の意思疎通支援については、市町において手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、県では、市町内の登録通訳者等で対応できない場合や市外・県外派遣に対応するために、派遣ネットワーク事業を実施しています。</p> <p>○ 視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろう者の意思疎通や移動を支援するため、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行っています。</p>	<p>○ 都道府県と市町との役割分担に沿った効果的な意思疎通支援者の養成及び派遣を実施する必要があります。</p> <p>【表 意思疎通支援者の養成及び派遣等に係る県と市町の役割分担】</p>	<p>○ 県内すべての地域で派遣事業が安定的に実施できるよう、人材の養成・確保、また派遣事業の円滑な実施について努めます。</p>
<p>4 スポーツ・文化芸術活動の推進</p>		
<p>(1) 障害者スポーツの推進</p>		
<p>○ 障害者スポーツは、障害者の機能回復、健康の保持・増進及び社会参加の促進に大きく寄与しており、これまで様々な競技の大会開催への支援や、全国障害者スポーツ大会への派遣など、障害者の社会参加を促進する事業に取り組んでいます。</p> <p>○ 一方、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定され、競技スポーツとしての魅力にも関心が高まっていることから、平成28年(2016年)年1月に、県の障害者スポーツを統括する団体として、広島県障害者スポーツ協会を設立(平成30年(2018年)4月に一般社団法人化)し、「裾野を拡げる」取組から、選手の「競技力の向上」を目指す取組まで幅広い取組支援を通じて、県民が障害者スポーツに親しめる環境づくりを行っています。</p> <p>【表2-2-〇 (一社)広島県障害者スポーツ協会の取組】 【表2-2-〇 障害者スポーツ大会の参加者等の推移】 【表2-2-〇 障がい者スポーツ指導員養成者数の推移】 【表2-2-〇 県立障害者リハビリテーションセンター・スポーツ交流センター(おりづる)利用者の推移】</p>	<p>○ 障害のある人もない人も共に、地域において、気軽にスポーツ・レクリエーション・文化活動等に参加し、これらを楽しむ機会の確保が求められています。</p> <p>○ バリアフリー化を含む施設の整備等、必要な環境整備の促進を図る必要があります。</p> <p>○ 2020年東京パラリンピックに向けた選手の育成・強化に向け、障害特性を考慮したメディカルサポートの強化、アスリート育成に必要な指導者の養成、競技団体の活動支援等の取組を強化していく必要があります。</p> <p>○ 本県の障害者スポーツの振興を図るには、一般スポーツ部門からの支援や協力が必要であり、一般スポーツ団体と連携した推進体制を整備する必要があります。 また、障害者スポーツ活動が県内各地において展開されるためには、各市町レベルでの取組が必要です。</p>	<p>○ 障害者のスポーツ大会や教室の開催等を継続して実施するとともに、障害のある人もない人も、身近な地域で共にスポーツを楽しむ機会を促進します。</p> <p>○ 県立の社会体育施設や学校体育施設のバリアフリー化等、施設の安心・安全の向上に取り組みます。</p> <p>○ (一社)広島県障害者スポーツ協会が実施する普及啓発、体験会等の「裾野を拡げる」取組から選手の育成・強化等「競技力の向上」を目指す取組まで一貫した取組を支援し、障害者スポーツの振興を図ります。</p> <p>○ (一社)広島県障害者スポーツ協会の安定的な運営や社会的信用を高めるため、当協会の公益法人化に向けた取組を支援します。</p> <p>○ 一般スポーツと障害者スポーツとの連携を強化するため、一般の公認スポーツ指導者に対して障がい者スポーツ指導員養成講習会の受講を働きかけるなど、指導者の一元化を促し、障害の有無に関わらず、県内のスポーツ活動全体を効果的・効率的に推進します。</p>
<p>(2) 文化・芸術・余暇活動の充実</p>		
		<p>○ 文化・芸術活動に関する情報を幅広く提供し、利用者の立場に立った情報発信を行っています。</p> <p>○ 県立文化施設において、誰もが利用しやすい施設になるよう整備を行っています。</p>

## 第4次障害者プランの検討・整理表 [たたき台]

現 状	課 題	施策の推進方向
<p>○ 絵画、音楽などの文化・芸術活動を行うことは、県民の障害者に対する理解の促進と、障害者自身の健康維持・増進や自立と社会参加の促進に大きな役割を担っています。</p> <p>○ 障害者アートの魅力を多くの方に知っていただくため、県の推奨するキャッチフレーズとコラボしたアートポスターを制作し、各種イベント等での展示を行っています。</p> <p>○ 平成24年度以降毎年、障害者が創作した芸術作品を展示する「あいサポートアート展」を開催するとともに、平成29年度以降毎年、障害者が音楽、ダンス等の舞台芸術を発表する「あいサポートふれあいコンサート」を開催しています。</p> <p>○ 平成28年度から、相談支援や人材育成等により障害者の芸術活動を支援する「広島県アートサポートセンター」を設置しました。芸術に関するセミナーや、障害者芸術を支援する方々に向けたワークショップを開催するほか、指導者派遣等も実施しています。</p> <p>○ あいサポートアート展入選作品を題材とした雑貨・文具等の商品化、販売促進の取組を支援しています。</p>	<p>○ 文化・芸術については、障害のある人もない人も誰もが等しく文化・芸術活動を享受できる環境づくりを、より一層推進する必要があります。</p> <p>○ 障害者の中には、日頃から文化芸術活動に取り組んでいる人も多く、優れた感性や能力を持っていながら、広く県民に知られていません。このため、優れた芸術作品の発掘や、県内外への発信を行い、全国規模で活躍できる芸術家を育成する取組を進める必要があります。</p> <p>○ 障害者の芸術作品への評価の高まりが見られる中、芸術作品の販売やその二次利用による商品化等が進んでおり、障害者の経済的自立の面からも効果的であるため、明確な権利関係の下、こうした取組を進めていく必要があります。</p>	<p>○ 障害者文化芸術活動の普及と芸術家の育成を図るため、身近な地域で文化芸術活動を行う環境を整備する「裾野を広げる」という視点や、芸術性の高い作品を評価・発掘し、県内外に発信する「優れた才能を伸ばす」という視点から、文化芸術の振興を図ります。</p> <p>○ 障害者の芸術作品を公募し、展示する「あいサポートアート展」を県内複数の市町での開催や市町巡回展示など、芸術性の高い作品を評価・発掘し、県内外への発信を行うとともに、全国規模で活躍できる芸術家を育成する取組を進めます。</p> <p>また、音楽、演劇等の舞台芸術の分野の振興を図るため、「あいサポートふれあいコンサート」を開催し、優れた舞台芸術者を輩出する体制整備を支援します。</p> <p>○ 障害者の文化芸術振興の総合的な支援拠点「広島県アートサポートセンター」における普及啓発、人材育成、相談支援、指導者派遣、障害者芸術関係者によるネットワーク構築等の取組を通じ、活動基盤の充実を図り、文化芸術振興の環境整備を推進します。</p> <p>○ 障害者の芸術作品を題材とした商品化について、障害者の経済的自立の面からも効果的であるため、明確な権利関係の下、商品化、販売促進の取組を支援します。</p>
<b>Ⅲ 保健、医療の充実</b>		
<b>1 保健・医療提供体制の充実</b>		
<b>(1) 保健活動の推進</b>		
<b>【健康増進】</b>		
<p>○ 障害の原因となる脳血管疾患や糖尿病など生活習慣病のリスクを有する人を早期に把握し、保健指導により生活習慣の改善を促し、発症を予防するため、医療保険者は特定健康診査・特定保健指導を実施しています。</p> <p>○ 生活習慣病の予防のため、市町では健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導などの健康増進事業を実施しています。</p>	<p>○ 依然として脳血管疾患による死亡割合は高く、糖尿病性腎症による新規透析患者数も増加傾向にあるなど、生活習慣病の発症リスクが高まる壮年期世代で健康づくりが十分できていません。</p> <p>○ 本県では、特定健康診査の受診率が全国に比べて極めて低く、特定保健指導等を通じた生活習慣の改善や、医療機関への早期受診の働きかけが一部に留まっています。</p>	<p>○ 健康増進事業などを通じて、壮年期からの健康づくりに取り組み、生活習慣病の予防と疾病の早期発見・早期治療を推進していきます。</p> <p>○ 県民一人一人が、進んで特定健康診査及び特定保健指導を受診するよう、医療保険者や医療機関と連携し、受診を促すための取組を積極的に行います。</p>
<b>【精神保健】</b>		
<p>○ 精神障害者やその家族からの各種相談に対応するため、専門医や精神保健福祉相談員による相談・訪問指導を実施しています。</p>	<p>○ 平成28(2016)年「国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると、県内でストレスや悩みを抱えている人(49.2%)や、気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人(10.5%)の割合は、全国平均(47.7%, 10.4%)より高くなっています。</p> <p>一方で、保健所、市町、精神保健福祉センターによる訪問相談件数は多くありません。</p>	<p>○ こころの健康に関する正しい知識の普及・啓発を推進します。</p>
<b>【表2-3-○ 専門医や精神保健相談員による相談・訪問指導実施状況】</b>		
<b>○ 精神保健福祉分野の新たなニーズに対応した相談体制が不足しています。</b>		
<p>○ 保健所・市町でこころの悩みに関する相談が受けられる体制を拡充するとともに、地域包括ケアシステムを通じて、住民同士の見守りや支え合いの仕組みづくり</p> <p>○ 精神保健福祉の総合的な技術拠点である総合精神保健福祉センターにおいて、保健所・市町及び関係機関に対する技術指導・援助及び教育研修等の支援を行うとともに、うつ病、薬物・アルコール依存などの新たなニーズに対する相談指導の充実を図ります。</p> <p>また、「広島いのちの電話」、「こころの電話」などの専門相談窓口との連携による相談体制の充実を図ります。</p> <p>○ 平成24(2012)年9月に開設したひきこもり相談支援センターの相談支援機能の充実を図ります。</p>		
<b>【障害者歯科保健】</b>		
<p>○ 障害児(者)・要介護者等は、日常の口腔管理や歯科治療が困難な場合も多く、口腔内の状態が悪化しやすい傾向にあります。</p> <p>○ 障害児(者)施設や高齢者施設等において、利用者に対する定期的な歯科健診を実施している施設の割合は、20%台と低い状況です。</p>	<p>○ 日常の口腔管理や歯科治療が困難な障害児(者)について、定期的な歯科健診の受診が必要です。</p> <p>○ 障害の状況に応じた対応、要介護者等の摂食嚥下障害の改善や誤嚥性肺炎予防など、専門的な歯科治療及び口腔ケアに対応可能な人材の育成が必要です。</p>	<p>○ 障害者支援施設等における協力歯科医療機関設置の働きかけや、施設職員等への研修等の実施により、障害児(者)・要介護者等についての歯科保健意識を高め、施設等での定期的な歯科健診の実施に繋がります。</p> <p>○ 障害児(者)・要介護者等の専門的な治療及び教育機能を有する広島口腔保健センターを活用し、専門的治療等が実施できる歯科医師等の養成研修等を行い、障害児(者)に対応可能な歯科医療機関の整備を進めます。</p>
<b>(2) 疾病等の予防・治療体制の充実</b>		
<b>【救急医療】</b>		

## 第4次障害者プランの検討・整理表〔たたき台〕

現 状	課 題	施策の推進方向
<p>○ 入院治療を必要とする重症救急患者に対応する医療は「病院群輪番制病院」を基本に、救急告示医療機関も含め休日・夜間における体制(二次救急医療体制)が確保されています。</p> <p>また、これらの医療機関では対応が困難な複数の診療科領域にわたる重篤な患者に24時間体制で対応する救命救急センターが県内6か所に整備されており、三次救急医療体制が確保されています。</p>	<p>○ 救急車により搬送される患者が増加していることや、救急告示病院が減少していることから、各保健医療圏域の二次救急医療体制を支える医療機関の負担が増加しています。</p>	<p>○ 三次救急医療体制を維持するため、救命救急センターへの財政的支援を継続するとともに、市町・大学・医師会及び消防機関等の関係機関との連携を密にし、二次救急医療体制及び三次救急医療体制の維持に努めます。</p>
<p><b>〔精神科救急・合併症等〕</b></p> <p>○ 精神疾患の急性症状に対応するため、広島県と広島市が精神科救急情報センターを共同設置し、関係機関と連携を図りながら精神科救急医療体制を整備しています。</p> <p>○ 平成27(2015)年度NDB集計によると、精神科身体合併症管理加算の算定件数は、人口10万人当たり78.1件で、全国平均(44.1件)よりも高くなっています。</p>	<p>○ 平成27(2015)年「事業報告」によると、精神科救急情報センターへの相談件数は、1,753件(全国平均1,460件)です。精神疾患と身体合併症を有する患者に対応できる総合病院精神科の確保が必要となっています。</p> <p>○ 精神科救急医療施設と一般救急医療機関との連携及び身体合併症に対応できる総合病院精神科の整備等身体合併患者の医療提供体制の確保について、検討していく必要があります。</p>	<p>○ 24時間365日の精神科救急医療と身体合併症を有する患者への適切な医療を提供できるよう、引き続き体制の確保を図ります。</p> <p>○ 身体合併症及び自殺未遂者へ対応する精神科救急医療の確保について精神科救急医療施設と一般救急医療機関等との連携も含めた体制の構築を進めます。</p>
<p><b>〔妊産婦、乳幼児に対する支援〕</b></p> <p>○ 周産期医療について、周産期母子医療センターが県内10か所に整備され、ハイリスクの分娩等に対応しています。</p> <p>○ 本県は、妊産婦死亡率及び周産期死亡率が低く、全国トップレベルの周産期医療水準を維持しています。</p> <p>○ 先天性代謝異常等を早期に発見し、適切に治療することで障害を予防するため、先天性代謝異常等検査を実施しています。</p> <p>○ 疾患などで長期に療養が必要な児童に対して、保健所における長期療養児療育相談を実施しています。</p>	<p>○ 分娩できる施設が減少しており、周産期母子医療センターの負担が増加していることから、今後、ハイリスクの分娩への対応が困難になる可能性があります。</p> <p>○ 先天性代謝異常等検査において発見された先天性代謝異常等の疑いのある子どもの一部が、早期に精密検査を受けられていません。</p> <p>○ 先天性代謝異常等の疾患は、治療が長期にわたることから、保護者に検査や治療などに関する不安があります。</p>	<p>○ 質の高い周産期医療の提供体制の確保及び充実強化のため、周産期母子医療センターの運営及び機能強化への支援を行うとともに、周産期医療施設相互における連携体制や搬送受入体制の強化を図り、周産期医療体制の維持に努めます。</p> <p>○ 先天性代謝異常等検査体制などの充実により、子どもの障害の原因となる疾患を早期に発見し、適切な治療による障害の予防に努めるとともに、市町や関係機関等と連携し、継続的な支援を行っていきます。</p> <p>○ 保護者の不安を軽減するため、保健所が実施する長期療養児療育相談やひろしま版ネウボラにおいて、継続的な支援を行っていきます。</p>
<p><b>〔認知症の早期診断体制〕</b></p> <p>○ 急速な増加が見込まれる認知症疾患に対応するため、「もの忘れ・認知症相談医」(オレンジドクター)による相談体制を整備するとともに、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施する「認知症疾患医療センター」を県内に9か所設置しています。(広島市が指定した2か所を含む。)</p> <p>○ 市町において、認知症の症状がありながら医療・介護に結びついていない人の自宅を訪問してアセスメントし、鑑別診断や適切なサービスへのつなぎを行う認知症初期集中支援チームの設置が進められています。</p> <p>○ 若年性認知症に関しては、平成29年度に若年性認知症支援コーディネーターを設置し、支援のための相談体制や支援ネットワークの構築等に向けた活動を開始しました。</p>	<p>○ 認知症を早期に発見し、適切に対応するためには、本人や家族が小さな異常を感じた時に、オレンジドクター等の身近な医療機関に速やかに相談できる体制を充実させていく必要があります。また、歯科医療機関や薬局においても、高齢者等と接する機会が多いことから、認知症の早期発見に向けた対応が期待されています。</p> <p>○ 認知症初期集中支援チームは、平成29年度までに全市町に設置されたため、今後はその活動を促進していく必要があります。</p> <p>○ 若年性認知症に関しては、気づきから診断までの期間が平均1年6か月であるなど、症状が進むまで適切な支援を受けていないケースも多くあり、若年性認知症の人を早期に適切な支援につなぐため、幅広い普及啓発に加え、本人・家族が気軽に相談することができる総合的な相談体制の確立が求められています。</p>	<p>○ 引き続き、市町や医療関係団体と連携し、医療従事者に対する認知症対応力向上研修の開催、かかりつけ医の相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成、オレンジドクター制度の継続的な運用等を通じ、地域における医療支援体制の充実を図ります。また、歯科医師や薬剤師においても、高齢者等と接する中で認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医や認知症疾患医療センター、地域包括支援センター等との連携が進むよう、研修に取り組みます。</p> <p>○ 認知症初期集中支援チームの活動を促進するため、市町に対する情報提供やチーム員の研修等を実施します。</p> <p>○ 若年性認知症支援コーディネーター等に係る情報を県民及び医療機関をはじめとした関係機関に周知し、若年性認知症になった人が早い段階で適切な支援に結びつくよう普及啓発を進めるとともに、産業医と連携して、企業の中で若年性認知症を早期に発見できる環境整備に努めます。</p>
<p><b>〔臓器移植の普及啓発〕</b></p> <p>○ 人工透析を必要とする慢性腎不全患者に対しては、腎移植が極めて有効な治療法ですが、臓器提供者が少ないため、移植希望に応えられていない状況です。</p>	<p>○ 人工透析を必要とする慢性腎不全患者に腎移植を実施できるよう、臓器提供者の人数を増やす必要があります。</p>	<p>○ 人工透析を要する慢性腎不全患者の根治療法である腎移植を推進するため、県民に臓器移植についての普及啓発に努めます。</p>
<p><b>〔肝炎対策の推進〕</b></p> <p>○ 我が国の肝がん死亡の8割以上はB型及びC型肝炎ウイルスの持続感染によることが明らかとなっていますが、肝炎ウイルス持続感染者には自覚症状がないことが多く、本人が気付かないうちに慢性肝炎から肝硬変や肝がんに行進することが問題となっています。</p>	<p>○ 肝炎ウイルスは感染経路がさまざまであり、本人の自覚なしに感染している可能性があるため、少なくとも一生に一回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があるにもかかわらず、県民の約6割が未だに受検していない状況です。</p> <p>○ 県内では感染を認識していないHBVキャリアが約11,000人、HCVキャリアが約5,400人いると推定されているため、受検の必要性の周知及び利便性に配慮した受検機会の拡大等、受検者増加に向けた新たな対策が必要となっています。</p> <p>○ 肝炎ウイルス陽性者をフォローアップすることで早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る必要があります。</p>	<p>○ 医療保険者や事業主等の関係者の理解と協力のもと、従業員に対する受検勧奨及び健康診断時に合わせた肝炎ウイルス検査を実施するよう依頼するとともに、様々なチャンネルを利用して肝炎ウイルス検査の必要性を広報し、受検を促進します。</p> <p>○ 「ひろしま肝疾患コーディネーター」の活用や「健康管理手帳」の配布及び「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」の運用により、肝炎ウイルス検査後のフォローアップ体制を充実させ、キャリアを適切な肝炎医療につなげます。</p>
<p><b>〔医療費の助成等〕</b></p> <p>○ 障害者の医療費を軽減し日常生活を容易にするため、自立支援医療(育成医療、更生医療、精神通院医療)の給付や重度心身障害児(者)医療費公費負担制度を実施しています。</p>	<p>○ 医療費の公費負担制度について、必要な医療を確保しつつ、制度の効率化、安定化に努める必要があります。</p>	<p>○ 障害者に対する医療費の給付や助成制度等の適切な実施を図るとともに、各種制度について広報媒体を通じた周知を実施していきます。</p>
<p>(3) 専門的な医療の提供</p> <p><b>〔県立障害者リハビリテーションセンターの診療機能の充実〕</b></p>		

## 第4次障害者プランの検討・整理表 [たたき台]

現 状	課 題	施策の推進方向
<p>○ 県立障害者リハビリテーションセンターは、相談から診断・治療・訓練・評価等幅広い分野における障害者支援機能を有する施設として、さまざまな医療・福祉サービスの提供を行っています。</p> <p>【表2-3-○ 県立障害者リハビリテーションセンター利用状況の推移】</p> <p>○ 高度な障害者医療を担う中枢拠点病院機能、高次脳機能障害や脊髄損傷など新たな医療ニーズに対応する機能を強化するとともに、耐震化・老朽化への対応を図るため医療センターの施設整備を行い(平成27(2015)年度リニューアル)、高次脳機能センターにおいても40床を専門病床とする機能拡充をしました。</p>	<p>○ 県立障害者リハビリテーションセンターは、高度な障害者医療の中枢拠点として広範な医療ニーズに応えるとともに、診療ニーズが高まる高次脳機能障害や発達障害について、対応していくよう県立施設の機能を強化する必要があります。</p> <p>また、医療技術の進歩等により増加が見込まれる重症・重度心身障害児(者)の入所ニーズや在宅支援機能の整備に取り組む必要があります。</p>	<p>○ 発達障害に係る診療体制整備やNICU退院児を含めた重症・重度心身障害児(者)の入所ニーズへの対応、更にレスパイト等に対応した短期入所及び通所サービス等在宅支援の強化のため、平成34(2022)年度までの予定で県立医療型障害児入所施設(わかば療育園の移転、若草園、若草療育園の改修)の整備に取り組みます。</p>
<p>【精神科専門医療】</p> <p>○ 精神疾患の急性症状に対応するため、広島県と広島市が精神科救急情報センターを共同設置し、関係機関と連携を図りながら精神科救急医療体制を整備しています。</p> <p>○ 平成27(2015)年度NDB集計によると、精神科身体合併症管理加算の算定件数は、人口10万人当たり78.1件で、全国平均(44.1件)よりも高くなっています。</p> <p>○ 精神疾患を有する患者数は増加傾向にあり、入院、通院患者を合わせて平成29(2017)年度には60,471人となっています。</p>	<p>○ 精神疾患には、統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、発達障害、依存症(アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症)、PTSD、高次脳機能障害、摂食障害などが含まれます。このような精神疾患に加えて、精神科救急、自殺未遂者への精神科医療も含めて、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築を進める必要があります。</p> <p>○ 児童・思春期精神医療で診療報酬の施設基準「児童思春期精神科医入院医療管理料」を届け出ている医療機関は1か所、「児童思春期精神科専門管理加算」を届け出ている医療機関は2か所となっており、児童・思春期の心の問題に対して専門的な診療を行う医療機関は不足していると考えられます。</p>	<p>○ 精神疾患等の医療連携体制については、統合失調症、うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、発達障害、依存症、PTSD、高次脳機能障害、摂食障害、災害精神医療などの多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を整理し、相互の連携を推進するとともに、各医療機関の医療機能を明確化し、地域連携拠点機能及び県連携拠点機能の強化を図っていきます。</p> <p>○ 児童・思春期精神疾患の専門的な医療を行う医療機関が不足しているという課題を精神科医療、福祉、行政等関係者間で共有し、その解決に向けた有効な取組について検討します。</p>
<p>【発達障害の専門医等の確保】</p> <p>○ 本県の発達障害の診療を行っている医療機関については、県ホームページで情報提供を行っており、医療機関数、医師数は徐々に増加しています。しかし、発達障害の診療が一部の専門医に集中し、初診の待機期間の長期化が生じている状況にあります。このため、地域における医療支援体制の整備に向けて、初期の診療を担うかかりつけ医や地域の中核となる専門医の養成を行うとともに、各障害保健福祉圏域において、各医療機関の医療機能を明確化し、地域の拠点となる専門医療機関と他の医療機関が連携したネットワークの構築に取り組んでいます。</p> <p>・ また、東部地域での重症心身障害児(者)の入所・在宅支援や発達障害児(者)への支援ニーズに対応するため、県立福山若草園の移転整備により、診療体制の強化等を行いました。</p>	<p>○ 発達障害のある方が、身近な地域において適切に診察、診断、助言を受けることができる医療支援体制を整備する必要があります。</p> <p>○ 発達障害児・者が乳幼児期から成人期までのライフステージを通して、必要に応じて医療や支援を受けることができる関係機関の連携体制を整備する必要があります。</p>	<p>○ 身近な地域における発達障害の医療支援体制を確保するため、医師や医療スタッフの養成研修を実施するとともに、各障害保健福祉圏域において、拠点機能医療機関を核とした発達障害の医療ネットワークを構築し、発達障害児・者が必要な支援に円滑につながる体制を整備していきます。</p> <p>また、発達障害児・者の個々の特性に応じて、適切な医療が受けられるよう、医療機関の情報を県のホームページで公表し、県民への情報提供の充実を図ります。</p> <p>○ 発達障害児・者がライフステージを通じて、必要に応じて切れ目のない医療や支援を受けることができるよう、地域のかかりつけ医と専門医療機関や、小児科医と精神科医、地域の保健、福祉、教育、労働、司法等の関係機関との連携・協力体制の構築に取り組みます。</p>
<p>【難病対策の推進】</p> <p>○ 発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な難病であって長期の療養を必要とする難病のうち、客観的な判断基準が確立し、かつ、患者数が人口の0.1%程度である指定難病については、治療が困難で、かつ、医療費も高額となることから、医療費の公費負担を行っています。</p> <p>○ 難病患者に対し、必要な難病医療及び各種支援が円滑に提供されるよう、難病の患者への支援策等の実施、評価及び改善を通じて難病の医療提供体制を構築することとしており、難病診療連携拠点病院、難病医療協力病院を指定しています。</p>	<p>○ 難病患者の多くは、在宅での療養等地域で生活しながら病気の克服を願っており、難病患者が安心して在宅療養を送ることができる環境が求められています。</p> <p>○ できる限り早期に正しい診断ができ、診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることができる体制を整えるとともに、難病患者及び家族が、地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、治療と就労の両立を支援する体制、病状増悪などにより緊急に入院が必要となった際の受け入れ医療機関情報を提供できる体制が必要です。</p>	<p>○ 難病患者は、長期にわたる継続治療とともに、緊急の場合の的確な専門医療が必要であるため、難病診療連携拠点病院と難病医療協力病院との連携を強化するとともに、県内各市町、各保健所が連携した、地域の実情に応じた医療提供体制の構築に取り組みます。</p> <p>また、ハローワーク等と連携して難病患者の就労と治療の両立を支援していきます。</p> <p>○ 医療従事者等に対する難病研修会を行い、新たな医療技術や介護技術の普及に努めます。</p>
<p>(4) 地域リハビリテーションの推進</p>		

## 第4次障害者プランの検討・整理表〔たたき台〕

現 状	課 題	施策の推進方向
<p>○ 地域リハビリテーション推進事業で指定している県リハビリテーション支援センターと広域支援センター、サポートセンターの体制を活かしながら、高齢者の介護予防と生活の質の向上及び障害のある人々の自立や社会参加を支援し、県内の地域包括ケア体制の推進に努めています。</p> <p>○ 地域におけるリハビリテーションの必要性が浸透していないため、リハビリテーション専門職が市町の介護予防に関する企画会議や地域ケア会議、住民運営の通いの場等に参加することが少ない状況にあります。</p> <p>○ 介護予防・重度化防止を実践するリハビリテーション専門職を養成するため、地域におけるリハビリテーションの視点で高齢者の生活を支援するための研修を実施しています。</p>	<p>○ 市町等の介護予防や自立支援の取組が今後ますます進んでいくことにより、地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職の協力要請の増加が見込まれます。</p> <p>○ リハビリテーション専門職の派遣体制の構築を図るために、市町等の関係機関と地域リハビリテーション広域支援センターやサポートセンター等との連携が必要です。</p> <p>○ リハビリテーション専門職の多くは、医療機関や介護保険施設等に所属しているため、地域において生活支援の視点で指導ができる人材の確保が十分でない状況です。</p> <p>○ リハビリテーション専門職が地域活動に参加していくには、所属する施設等の協力が必要です。</p>	<p>○ 市町等からの地域ケア会議や住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の協力要請に対応するため、サポートセンターの数を増やし、職能団体等との連携により派遣体制の構築を図ります。また、県のホームページなど様々な広報媒体により派遣体制等の情報を提供し、市町等の関係機関と地域リハビリテーション広域支援センターやサポートセンターとの連携の推進を図ります。</p> <p>○ リハビリテーション専門職が地域ケア会議や住民運営の通いの場などで、地域におけるリハビリテーションの視点で指導を行うための研修を引き続き実施するとともに、職能団体との連携により、地域活動に携わるリハビリテーション専門職の人材を育成し、資質の向上を図ります。</p> <p>○ 市町や地域包括支援センターが主催する地域ケア会議や住民運営の通いの場等にリハビリテーション専門職が積極的に参加するため、所属する施設等の理解と協力が得られるよう働きかけていきます。</p> <p>○ 県のホームページなど様々な広報媒体により、地域リハビリテーション支援体制の情報提供を充実させ、市町や地域包括支援センター等の関係機関との連携の推進を図ります。</p>
<p><b>2 療育体制の充実</b></p>		
<p>○ 平成24(2012)年4月の児童福祉法の改正により、障害児支援の強化を図るため、障害種別ごとに分かれていた施策体系が児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援からなる障害児通所支援に一元化されています。</p> <p>【表2-3-○ 障害児通所支援事業所数】</p> <p>【表2-3-○ 医療型障害児入所施設、療養介護事業所等の状況】</p> <p>【表2-3-○ 医療型短期入所事業所の状況】</p> <p>○ 地域の中核的な療育支援施設として、児童発達支援のほか、地域の障害児やその家族の相談対応、障害児を支援する施設への援助・助言等を行う児童発達支援センターは、県内全ての障害保健福祉圏域で設置されていますが、市町ごとにみると未設置の市町があります。</p> <p>○ 保育所等訪問支援も、全ての市町で実施されていない状況です。</p> <p>○ 児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所は、全ての障害保健福祉圏域において、少なくとも1か所以上ありますが、市町ごとに見ると事業所のない市町があります。また、事業所によっては、サービス内容・質に格差があるとの指摘があります。</p> <p>○ 障害児等療育支援事業を実施する施設において、在宅の障害児等に対し訪問・外来による療育や相談に応じるとともに保育所等施設に対する療育技術への助言を行っています。</p> <p>○ 県立福山若草園は、県東部地域の重症心身障害児療育の唯一の入所施設機能を持つ拠点としての役割を果たすため、平成27(2015)年度に新築移転し、利用者のニーズに対応した機能の強化を図りました。</p>	<p>○ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指す必要があります。</p> <p>○ 障害児が各市町において、保育所等訪問支援を利用できる必要があります。</p> <p>○ 障害児通所支援における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備が必要です。</p> <p>○ 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、障害児に対し、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン等を活用し、常に支援の質の向上と内容の適性化を図る必要があります。</p> <p>○ 発達に課題があるものの保護者の障害受容が難しいなどの理由により、個別給付の申請には十分な時間をかけ支援することの必要なケースや、地域に利用できるサービスが無いことなどにより、児童発達支援などの個別給付のサービス利用に至らないケースへの支援も必要です。</p> <p>○ 県東部地域においては、重症心身障害児(者)の入所施設は1箇所しかなく、在宅等での待機を早期に解消を図る必要があります。</p>	<p>○ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、各市町において、児童発達支援センターの整備を促進します。</p> <p>○ 児童発達支援センターについては、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密に連携した重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。</p> <p>○ 地域で不足する障害児通所支援事業所の整備を促進するため、国に対して国庫補助制度の拡充等を要望します。また、市町の障害児福祉計画や障害児のニーズ等に沿った整備を進めるため、各市町の障害児福祉計画等で不足しているサービス事業の整備や、県の補助に加えて市町が上乗せ補助を行う予定の整備については、補助金の優先採択を行います。</p> <p>○ 社会福祉施設整備費補助金において、主として重症心身障害児を対象とする児童発達支援及び放課後等デイサービスを優先的に採択するなど、必要なサービス量の確保に努めます。</p> <p>○ 児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所等における支援の質の向上と内容の適正化に向けて、事業者等に対し適切かつ計画的に指導等を行うとともに、県ホームページ等を通じて各事業所等のサービス内容等の情報を公表します。</p> <p>○ 気になる子供に、支援ニーズの「気づき」の段階から保育・母子保健と連携しつつ、地域で早期相談・早期支援を行うとともに、療育の効果を実感し個別給付につなぐ役割や、専門的な療育技術の地域還元機能など、各地域の実情に応じた重層的な療育支援体制を構築するため、障害児等療育等支援事業を継続していきます。</p> <p>○ 県東部の重度障害児(者)の入所待機を改善するため、県立福山若草園の移転新築整備で増床(49床⇒60床)を行いました。引き続き、関係機関等と連携し、発達障害児(者)に対する診療体制の強化(スタッフの増員等)や在宅重症心身障害児(者)に対する支援の強化などに取り組んでいきます。</p>

## 第4次障害者プランの検討・整理表〔たたき台〕

現 状	課 題	施策の推進方向
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児が増加しています。</li> <li>○ 一方、医療的ニーズの高い重症心身障害児を主に支援する事業所が少なく、身近な地域で支援が受けられる状況にはなっていません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重症心身障害児等に対する支援が適切に行える人材及び事業所等を確保する必要があります。</li> <li>○ 地域において医療的ケア児の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関の連携を強化し、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を円滑に受けられることができる体制の整備を行う必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重症心身障害児等が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備を促進します。</li> <li>○ 医療的ケア児に対する支援が適切に行われる人材や医療的ケア児に係る関連分野の支援を総合調整するコーディネーターを養成するための研修の実施等により、支援の充実を図ります。</li> <li>○ 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の整備に向けて、関連分野の支援を総合調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の各市町への配置(市町単独での配置が困難な場合は圏域での配置も可)を促進します。</li> <li>○ 社会福祉施設整備費補助金において、主として重症心身障害児を対象とする児童発達支援及び放課後等デイサービス、医療機関や介護保険施設による医療型短期入所事業所を優先的に採択するなど、必要なサービス量の確保に努めます。</li> </ul>
<b>3 医療と福祉の連携</b>		
<b>(1) 地域生活への移行支援</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成27年度「精神保健福祉資料」によると、本県の1年未満入院者の平均退院率は70.2%で、全国平均(71.7%)より少し低い状況ですが、在院期間5年以上かつ65歳以上の退院患者数は人口10万人当たり11.3人で、全国平均(7.9人)より高い状況です。</li> <li>○ 平成26年度NDB集計によると、3か月時点再入院率は28.0%で、全国平均(23.0%)より高くなっています。</li> <li>○ 平成26年「患者調査」によると、本県の副傷病に精神疾患を有する入院患者の割合は7.0%で全国平均(3.4%)より高い状況です。</li> <li>○ 本県の退院患者平均在院日数〔病院〕は、279.6日で、全国平均(295.1日)より短くなっています。</li> <li>○ 高次脳機能障害者や、その家族に対する医療及び社会復帰支援を充実させるため、県の中核施設である「広島県高次脳機能センター」を運営するとともに、地域において「広島県高次脳機能地域支援センター」を指定し、高次脳機能障害に係る相談対応を行っています。</li> <li>○ 高齢者や障害者が、矯正施設から退所した後に自立した生活を営むことが困難な場合、広島県地域生活定着支援センターが、保護観察所等の関係機関と協働し、帰宅先や福祉サービスの利用を調整するなどにより、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内において、精神科病院の入院者等の退院を促進するため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を行うことが必要です。</li> <li>○ 長期入院者の地域移行・地域定着支援を行うにあたり、地域の支援者の質の向上が必要です。</li> <li>○ 認知症の方が早期の診断や治療、必要なサービスの提供を受けながら、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるような医療・サービスの提供体制の構築が必要です。</li> <li>○ 高次脳機能障害者の社会復帰に向けた支援が不足しています。</li> <li>○ 広島県地域生活定着支援センター職員の専門的知識の向上と、保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、行政等との連携が求められています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県及び各圏域において、地域包括ケアシステム連絡調整会議の設置を行い、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を行います。</li> <li>○ 地域の基盤整備ができれば、退院できる精神科病院入院者に対して、地域で安心して生活できるよう支援をできる仕組みを作ります。</li> <li>○ 地域移行支援を行う関係者が知識と技術の向上を図るため、研修を実施します。</li> <li>○ 精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や、精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解する観点から、ピアサポートの活用を推進します。</li> <li>○ かかりつけ医や認知症サポート医、認知症疾患医療センター等による医療サービスと、地域包括支援センターやケアマネジャー、訪問介護事業所等による介護サービスとの連携を推進します。</li> <li>○ 県立障害者リハビリテーションセンターに設置された県の中核施設である広島県高次脳機能センターを中心に、保健・医療・福祉・労働の各分野との連携強化を図りながら、高次脳機能障害者の地域生活や社会への復帰に向けた支援に取り組みます。</li> <li>○ 広島県地域生活定着支援センターは、矯正施設を退所する高齢者や障害者が地域生活に移行する際の事前準備や受入先の調整、保護観察所や関係機関等との連絡調整を行うことで、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援を行います。</li> </ul>
<b>(2) 在宅支援体制の整備</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療ケアを必要とする重症心身障害児(者)については、家族の高齢化等による施設(医療型障害児入所施設、療養介護)への入所ニーズに対応するため、重症心身障害児(者)が利用する療養介護等の必要見込量の確保を進めています。</li> <li>また、県東部地域での在宅支援機能の不足に対応するため、県立福山若草園の移転整備により機能の拡充を図りました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護者の高齢化や地域での孤立により、高齢の親が障害のある子を介護して支える「老障介護」が増加しています。</li> <li>○ 在宅での支援のため利用可能な短期入所及び通所サービス等については、必要なニーズへの対応が求められています。また、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者の地域生活を支える社会的な基盤整備を促進します。</li> <li>○ NICU退院児を含めた医療ケアを必要とする重症・重度心身障害児(者)が安心して在宅で生活できる体制の整備に向け、県立施設においても短期入所及び通所サービス等在宅支援機能の整備に取り組みます。また、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するため、研修を実施します。</li> </ul>
<b>(3) 高齢期における地域包括ケアシステムの強化</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県では市町への支援を行い、県内125のすべての日常生活圏域において地域包括ケアシステムが構築されるよう取り組んでおり、平成28(2016)年度末までに98箇所の日常生活圏域において地域包括ケアシステムが概ね構築されています。</li> <li>○ 団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年には高齢者数がピークとなり、単独世帯や認知症を有する者の増加が見込まれているため、地域において高齢者のニーズや状態に応じたサービスを継続的・一体的に提供する地域包括ケアシステムを更に強化する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療や介護サービス資源が限られている中山間地域や、資源は充実しているものの、高齢化により介護需要の急増が見込まれる都市部など、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築し、強化させていくことが必要です。</li> <li>○ 地域包括ケアシステムの強化に当たっては、地域包括支援センターの機能強化が必要となりますが、介護予防支援(介護予防ケアプラン作成等)業務に多くの時間が費やされ、包括的支援事業が十分に行えていない状況となっているため、職員配置及び業務執行体制を見直すことも必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内125全ての日常生活圏域において、地域包括ケアシステムを強化していくため、在宅医療・介護連携の推進、地域包括支援センターのケアマネジメント機能の強化、介護予防の推進、地域住民など多様な主体が提供する生活支援サービス等の充実、専門職や住民の意識啓発など、地域の実情に応じた各市町の取組を支援します。</li> </ul>

## 第4次障害者プランの検討・整理表〔たたき台〕

現 状	課 題	施策の推進方向
<p>○ 地域包括ケアシステムの強化に向け、平成30(2018)年からは、県、県保健所、県地域包括ケア推進センターが役割分担と連携を図ることにより、市町の取組への重点的な支援を実施しています。</p>	<p>○ 地域包括支援センターは医療、介護、生活支援などを行う様々な関係機関とネットワークを構築することが重要です。</p>	<p>○ 専門性の高い認知症医療提供体制を確保し、早期診断の推進と適切な医療の提供を推進するとともに、かかりつけ医(オレンジドクター)や認知症疾患医療センター等の専門医療機関と地域包括支援センター、ケアマネジャー等の医療・介護関係者が認知症の患者情報を共有し、適切な医療・介護サービスが確実に提供できる仕組みづくりに取り組み、そのツールとしての地域連携パス(「ひろしまオレンジパスポート」)の普及を促進します。</p>
<p>4 医療的ケア児支援体制の整備【新規】</p>		
<p>(調整中)</p>		
<p>IV 地域生活の支援体制の構築</p>		
<p>1 福祉サービス等の提供</p>		
<p>(1) 訪問系のサービスの確保</p>		
<p>○ 県内の指定障害福祉サービス事業者のうち、訪問系サービスの事業者数は居宅介護で574事業所、重度訪問介護550、同行援護184、行動援護65、重度障害者等包括支援1事業所となっています。 【表2-4-○ 訪問系サービスの事業所数】</p> <p>○ 平成30(2018)年度から、介護サービスと障害福祉サービスを提供する共生型サービスの制度が創設されました。</p>	<p>○ 県内どこでも必要な障害福祉サービスが保障されるよう、提供体制を確保する必要があります。</p> <p>○ 日中活動系サービスは、通える範囲内に事業所がないなどサービスを利用しにくい地域があります。</p> <p>○ 難病患者等については、障害福祉サービスの利用が少ない状況にあります。</p>	<p>○ 事業者が少ない行動援護、同行援護及び重度障害者等包括支援については、事業者への集団指導研修等を通じて事業内容の周知や人材育成を図り、事業者の参入を促進します。</p> <p>○ 中山間地域や島しょ部など、事業者の参入が進みにくい地域においては、介護保険事業者などを市町において基準該当福祉サービス事業者として認定するほか、介護サービスと障害福祉サービスを提供する共生型サービスの参入を促進するなど、地域の実情に応じた事業者の確保を促進します。</p> <p>○ 難病患者等に対し、障害者総合支援法に基づく給付の対象である旨を引き続き周知していきます。</p>
<p>(2) 日中活動の場の充実</p>		
<p>○ 県内の指定障害福祉サービス事業者のうち、日中活動サービスの事業者数は生活介護で232、自立訓練(機能訓練)6、自立訓練(生活訓練)19、就労移行支援77、就労継続支援A型89、就労継続支援B型282事業所となっています。 【表2-4-○ 日中活動系サービス事業所数】</p> <p>【表2-4-○ 障害児通所支援事業所数】</p> <p>○ 障害福祉サービスの訓練等給付として、市町において自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及びグループホームを実施しています。</p> <p>○ 地域の保育所や放課後児童クラブにおいて、障害児への支援を実施しています。 【表2-4-○ 障害児保育実施状況】 【表2-4-○ 放課後児童クラブ実施状況】</p>	<p>○ 県内どこでも必要な障害福祉サービスが保障されるよう、提供体制を確保する必要があります。</p> <p>○ 施設入所等から地域生活への移行を進めるためには、グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等のサービスを充実する必要があります。また、併せて必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することにより、地域における生活の維持及び継続が図られるようにする必要があります。</p> <p>○ 保育所や放課後児童クラブにおける障害児への支援体制が充実するよう、継続して取り組んでいく必要があります。</p>	<p>○ サービス等の提供は、市町の状況把握に努め、情報共有を図るとともに、必要なサービス量を確保するため、市町や関係機関等と連携を図ります。</p> <p>○ 地域で不足する日中活動系サービスや障害児通所支援事業所の整備を促進するため、国に対して国庫補助制度の拡充等を要望します。また、市町の障害福祉計画や障害児福祉計画に沿った整備を進めるため、それぞれの市町の障害福祉計画等で不足しているサービス事業の整備や、県の補助に加えて、市町が上乘せ補助を行う予定の整備は補助金の優先採択を行います。</p> <p>○ 障害児が地域の子ども同士のふれあいの中で健やかに育つよう、保育所や放課後児童クラブにおける支援体制の充実を図ります。</p>
<p>(3) 地域生活を支えるサービス等</p>		
<p>〔市町地域生活支援事業の促進〕</p>		
<p>○ 市町では、相談支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付及び移動支援など障害者の生活の基礎となる事業や、社会的障壁の除去に向けた地域社会への働きかけの研修・啓発事業等の必須事業に併せ、利用者ニーズに応じて、福祉ホームや日中一時支援、社会参加支援など多種多様な任意事業を地域の実情に応じ実施しています。</p>	<p>○ 市町地域生活支援事業は、市町が地域の実情に応じて創意工夫により事業を実施できるという特性上、市町により実施される事業や事業形態が異なるなど、地域によって相違が生じるとともに、サービスの多様化に伴い事業規模は拡大していますが、国の財政的補助は十分行われていません。</p>	<p>○ 地域の実情にあった柔軟で効果的なサービスが提供されるよう、県内市町の状況把握に努め、その取組の情報共有を図るとともに、必要な助言や調整等により、市町の取組を推進します。また、各市町が必要なサービスを安定的に提供するには、国の十分な財政措置が必要であるため、引き続き、他県と連携して要望するなど、国への働きかけを行います。</p>
<p>〔身体障害者補助犬の普及啓発〕</p>		
<p>○ 身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を育成給付するとともに、補助犬使用者又は受入側施設の管理者等から苦情や相談の申し出を受けたときは、必要な助言、指導等を行っています。</p>	<p>○ 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)成立後15年が経過しましたが、法律の目的及び補助犬への理解が進んでいないこと等から、補助犬の施設への同伴入場は必ずしも円滑に受け入れられていない状況にあります。</p>	<p>○ 身体障害者補助犬の育成・給付を継続するとともに、身体障害者補助犬の同伴入場が円滑に受け入れられるよう、人権啓発行事のイベント等において、県民へ広くその意義、役割等について周知するほか、飲食店、商業施設、医療機関など業種別団体等に対し、補助犬に関する理解と対応について普及啓発に努めます。</p>
<p>【表2-4-○ 身体障害者補助犬の実働状況】</p>		
<p>〔軽度・中等度の難聴児支援〕</p>		

## 第4次障害者プランの検討・整理表 [たたき台]

現 状	課 題	施策の推進方向
<p>○ 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の補装具費支給制度対象外となっているため、保護者の負担軽減を図ることを目的に、購入費用の一部を助成しています。</p> <p><b>【思いやり駐車場利用証交付制度の推進】</b></p> <p>○ 公共施設や商業施設等に設置されている障害者等用駐車区画の適正利用の推進及び当該駐車区画を安心して利用できる駐車環境を提供するため、障害者等、駐車区画の確保に特に配慮を必要とする人に対し「利用証」を交付する「広島県思いやり駐車場利用証交付制度」を実施しています。</p> <p><b>【表2-4-○ 思いやり駐車場利用証交付状況】</b></p> <p><b>【運転適性相談の実施】</b></p> <p>○ 運転免許取得時・更新時等において、身体障害者等に対し運転適性相談を実施し、自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害者は、条件が付されることによって、安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められることで、運転免許を取得できます。</p> <p>また、一定の病気にかかっている人に対しても運転適性相談を実施し、個別に相談を受け、自動車の安全な運転に支障があると思われる人に対しては、専門医又はかかりつけの医師の診断書の提出を求め運転免許の取得ができるか否か判断するなどの対応をしています。</p> <p><b>【年金・手当等】</b></p> <p>○ 障害者の経済的支援を行うため、各種手当等の支給や制度の周知を図っています。</p>	<p>○ 幼児期における言語やコミュニケーション能力の向上、または学齢期における学習機会の確保、難聴児の健全な発達等のため、補聴器の装用時期を逸することなく早期装用することが必要です。</p> <p>○ 思いやり駐車場の利用対象者が、安心して利用できる駐車環境を整える必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 思いやり駐車場制度の周知が十分でない。</li> <li>■ 思いやり駐車場の駐車区画数が不足している。</li> <li>■ 利用対象者以外による不適正な利用が行われている。</li> </ul> <p>○ 現行の道路交通法では、身体障害者等が免許を取得・更新する場合、一定の病気等に該当するかどうか判断するため、交付を受けた質問票に必要事項を記載し、提出する必要があるが、質問票に虚偽の申告をした場合の罰則規定が設けられています。</p> <p>したがって、一定の病気等の申告や適性相談については、プライバシーの保護に配慮しつつ、窓口対応や相談時において、誤った認識や申告、記載がないよう正確な周知と丁寧な説明が必要となります。</p> <p>○ 経済的支援としての障害基礎年金等の給付、特別児童扶養手当や特別障害者手当等の手当制度、保護者が死亡した場合残された障害者の生活と福祉の増進を図るための心身障害者扶養共済制度などがありますが、手当額等が十分でない場合や心身障害者扶養共済制度の将来への不安があります。</p>	<p>○ 軽度・中等度の難聴児の補聴器購入に対して助成することにより、補聴器の早期装用を促し、将来的に自立した日常生活を営むことができるよう、言語能力の発達を支援します。</p> <p>○ 思いやり駐車場を必要とする方々が、安心して利用できる環境を整備するため、次の取組を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町や民間事業者等との連携により、思いやり駐車場制度の周知を図ります。</li> <li>■ 思いやり駐車場の駐車区画を確保するため、民間事業者等への働きかけを促進します。</li> </ul> <p>○ 警察窓口においては、質問票作成時に個別説明するなどプライバシーの保護に配慮しつつ、きめ細かい案内をすることで、正確な申告を促すとともに、再取得した免許の有効期間や、免許再取得にかかる試験の一部免除などを周知し、身体障害者や一定の病気にかかっている人の社会参加が妨げられないよう配慮します。</p> <p>○ 必要な手当額等の確保や、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を確保するための助成を、引き続き国に要望していきます。</p>
<p><b>2 住まいの場の確保</b></p>		
<p><b>(1) 居住系のサービス基盤の整備</b></p>		
<p>○ 平成29(2017)年4月1日現在、県内の指定障害者支援施設(施設入所支援)は64施設、共同生活援助(グループホーム)の事業者数は117となっています。</p> <p><b>【表2-4-○ 居住系サービスの施設及び事業所数】</b></p> <p>○ 児童福祉法に基づく障害児入所施設等は、平成29(2017)年4月1日現在、福祉型障害児入所施設が9施設、医療型障害児入所施設は8施設、重症心身障害児や肢体不自由児を受入れる指定医療機関は3か所となっています。</p> <p><b>【表2-4-○ 児童福祉法に基づく障害児入所施設等】</b></p>	<p>○ 地域生活への移行を促進するための受け皿となるグループホームについて、設置されていない市町もあるなど、サービスを利用しにくい地域があります。</p> <p>○ 障害者支援施設と一体的に運営している福祉型障害児入所施設においては、経過措置の有効期間(平成32(2020)年度末)後は、障害児入所施設、障害者支援施設、障害児入所施設と障害者支援施設の併設のいずれかの形態に移行する必要があります。</p>	<p>○ グループホームが不足している地域では、社会福祉施設整備費補助金の優先的な採択による新設や既存建物の利活用などにより、必要なサービス量の確保に努めます。</p> <p>○ グループホームの整備に当たっては、障害の重度化・高齢化に対応できるよう、平成30(2018)年度から新たに創設される、常勤の看護職員等の配置や短期入所等の体制を備えた「日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)」への参入について促進を図ります。</p> <p>○ 障害者支援施設と一体的に運営している福祉型障害児入所施設に関しては、障害者及び障害児の入所の必要量が確保できるように取り組みます。</p>
<p><b>(2) 住宅の確保</b></p>		
<p>○ 障害者等が入居できる民間賃貸住宅の仲介を行う事業者(協力店)・居住の支援を行う団体(支援団体)の登録、居住支援法人の指定及び情報提供を実施しています。</p> <p><b>【表2-4-○ 広島県あんしん賃貸支援事業登録状況】</b></p> <p><b>【表2-4-○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律における居住支援法人の指定状況】</b></p> <p>○ 県営住宅の一部の住戸で、社会福祉法人がグループホーム等として使用することを認めています。</p>	<p>○ 広島県あんしん賃貸支援事業について、十分周知が図られていません。</p> <p>○ 県営住宅をグループホーム等としての使用を認めるに当たっては、消防法令及び建築基準法令上の整理等が必要ですが、平成27年度の消防法の改正により、より一層使用を認めることが困難な状況になっています。</p>	<p>○ 障害者等に対する賃貸住宅の供給の促進に関する支援策等について協議するために設立した広島県居住支援協議会を活用し、効果的な情報を提供することで、事業の周知を図ります。</p> <p>○ 社会福祉法人等から県営住宅の目的外使用における相談があった場合、関係法令の整理等が可能であれば、地域生活を営む場として活用できるよう取り組みます。</p>
<p><b>3 相談支援体制の構築</b></p>		
<p><b>(1) 身近な地域における相談</b></p>		
<p>○ 市町において、障害者の相談に応じる相談支援事業が行われています。</p>	<p>○ 市町は、障害者等の相談に応じ、情報提供や助言等が適切に行われるよう、地域の相談支援体制の充実を図る必要があります。</p>	<p>○ 市町にアドバイザーを派遣し、相談支援体制の整備や市町自立支援協議会の役割等について助言等を行い、協議会において、当該市町の障害福祉のあり方等について積極的な議論が行われるよう、協議会の取組の活性化を図ります。</p>

## 第4次障害者プランの検討・整理表〔たたき台〕

現 状	課 題	施策の推進方向
<p>○ 地域における障害者等への支援体制に関する課題を共有するとともに、市町自立支援協議会の取組を活性化するため、アドバイザー派遣による助言や市町協議会事務局連絡会議の開催等により、市町等への支援を行っています。</p> <p>○ 障害福祉サービスの支給決定プロセスについて、平成27(2015)年度から、市町が支給決定を行うに際し、障害福祉サービス、地域相談支援及び障害児通所支援の利用者に対する支援の一環として、支給決定に係る申請があったすべての申請者に対して、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の提出が求められています。</p> <p>○ 平成26(2014)年度に広島県障害者自立支援協議会相談支援・研修部会において策定した「人材育成ビジョン」に基づき、相談支援従事者の初任者研修や現任研修を実施しています。</p> <p>○ 身近な地域における相談業務を主な機能としている地域生活支援拠点等(システム)の市町による整備が、進展していない状況にあります。</p> <p>○ 民生委員・児童委員は、地域における身近な相談役として、支援を必要とする人の相談に応じ、関係機関と連絡調整しながら、問題解決に向けて支援を行っています。</p>	<p>○ 市町の障害者自立支援協議会の運営については、関係機関相互の連携強化のための工夫など効果的な運営を行っている市町がある一方で、協議会の機能が十分活かされていない市町もあります。</p> <p>○ 地域の相談支援の中核的な機関である「基幹相談支援センター」の設置を促進する必要があります。</p> <p>○ 計画相談支援及び障害児相談支援を円滑に実施するため、資格、経験等を活かし、将来展望を持って相談支援事業所で働き続けることができる相談支援専門員を確保する必要があります。 また、障害者等のニーズを十分に把握し、本人の希望する生活を実現するためのサービス利用支援に資するよう、相談支援専門員の質的向上と量的確保を図る必要があります。</p> <p>○ 平成31(2019)年度からの相談支援従事者等の研修体系の大幅見直しに、的確に対応する必要があります。</p> <p>○ 地域生活支援拠点等(システム)は、障害者等の地域生活を支える地域システムを担うものであり、市町の自立支援協議会等で十分協議するなど、地域合意を得て整備を進めていく必要があります。</p> <p>○ 社会福祉に対するニーズの多様化や個人情報保護に関する住民意識の高まり等により、民生委員・児童委員が活動していく上での負担が増加し、民生委員・児童委員の担い手が不足しています。</p>	<p>○ 市町協議会事務局連絡会議を開催し、各市町の取組状況や各市町が抱えている課題等について情報共有を行い、課題解決に向けた検討や相談支援体制のあり方、地域生活支援拠点等(システム)の整備等について協議を行います。</p> <p>○ 基幹相談支援センターの設置促進に向けて、市町に対し、国の財政支援制度を活用しながら、地域の実情に応じた相談支援体制として整備するよう助言をしていきます。</p> <p>○ 相談支援従事者等の研修体系の大幅な見直しに対応するため、相談支援従事者に対する研修カリキュラムを充実するとともに、相談支援に関して指導的な役割を果たすべく、新たに創設される主任相談支援専門員の養成等に取り組みます。</p> <p>○ 各市町において、平成29(2017)年度に策定された地域生活支援拠点等(システム)の整備行程を明らかにしたロードマップが着実に実行され、障害者等の地域生活を支える地域システムとして稼働するよう、アドバイザーの派遣、市町協議会事務局連絡会議、先進事例説明会等を通じて、市町の取組を支援していきます。</p> <p>○ 市町や広島県民生委員児童委員協議会と連携し、民生委員・児童委員の存在や役割の重要性について広報します。また、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを推進するため、各地区民生委員協議会を支援するとともに、民生委員・児童委員に対して、新たな課題に対応できる知識・技術を習得するための研修を実施します。</p>
<b>(2) 専門的・広域的な相談支援</b>		
<p>○ 発達障害児(者)に対する相談・普及啓発・研修などに関する県内の総合拠点として、広島県発達障害者支援センターを設置し、発達障害のある当事者やその家族への直接支援のほか、一次支援機関である市町等関係機関への助言、研修、関係機関調整等を行っています。</p> <p>○ 難病対策センターを設置し、地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労促進などを実施しています。</p> <p>○ こども家庭センターでは、知的障害児(者)への専門的な相談や医学的、心理学的判定に応じるとともに、障害児の施設入所等の必要な支援、市町に対する技術的な支援を行っています。 また、こども家庭センターでは、児童虐待、配偶者からの暴力(DV)、児童の発達の状態など、子どもや家庭の問題に対応する総合的な相談支援を実施しています。</p> <p>○ 県立身体障害者更生相談所では、身体障害者への専門的な相談に応じるとともに、補装具、自立支援医療(更生医療)の給付等に係る市町に対する技術的な支援を行っています。 【表2-4-○ 身体障害者の更生相談の状況】</p> <p>○ 県では、ろうあ者専門相談員を関係6機関に配置し、意思疎通が難しい聴覚障害者の更生援護等の相談に応じています。 【表2-4-○ ろうあ者専門相談員の活動状況】</p> <p>○ 肝疾患診療連携拠点病院(広島大学病院、福山市民病院)に設置している肝疾患相談室や、保健所、市町窓口、県が養成した「ひろしま肝疾患コーディネーター」が肝炎に関する知識や制度の啓発及び相談応需・支援を行っています。</p>	<p>○ 発達障害児(者)とその家族が、身近な地域・市町で個々の特性に応じた適切な支援を受けられるよう、一次支援機関である市町、事業所等への支援・バックアップや、保育所、学校、職場等における支援者のスキル向上等、相談支援の充実を図る必要があります。</p> <p>○ 難病患者の多くは、地域で生活しながら病気の療養等を行っており、難病患者が安心して在宅療養を送ることができる相談支援体制の提供が求められています。</p> <p>○ 肝疾患相談室や行政窓口、「ひろしま肝疾患コーディネーター」について広く県民に周知するとともに、相談体制の充実を図る必要があります。</p>	<p>○ 発達障害者支援センターは専門機関として、機関コンサルテーションや支援者に対する研修等、二次的支援機関として現場をサポートする取組を充実していきます。</p> <p>○ 難病患者やその家族の不安解消を図るため、難病対策センターが行う難病相談や、各保健所が実施する難病相談会及びピアカウンセリング事業を実施します。</p> <p>○ 県・市町の保健師、医療機関の看護師及び職域の健康管理担当者等を、肝炎についての知識を習得し肝炎患者等の相談に応じることのできる「ひろしま肝疾患コーディネーター」として養成するとともに、肝疾患相談室とネットワーク化することにより、相談支援体制を強化します。 また、県民にとって身近な存在である保健所、市町の相談体制を充実することにより、県民への肝炎ウイル検査の受検促進や受診勧奨について正しい知識の普及啓発を行います。</p>
<b>4 サービスの質の向上</b>		
<b>(1) 質の確保</b>		

## 第4次障害者プランの検討・整理表 [たたき台]

現 状	課 題	施策の推進方向
<p>○ 県及び市町では、事業者に対して運営基準等の遵守状況を確認するため、定期的に実地指導を実施し、自ら提供するサービスの自己評価を行うよう指導を行っています。</p> <p>○ 事業者が適切なサービスを提供するために必要な情報を共有するため、制度改正や報酬改定等について、事業者への集団指導研修等を実施しています。</p> <p>○ 障害者総合支援法等の一部改正により、障害福祉サービス等の情報公表制度が創設され、平成30(2018)年度から施行されました。</p> <p>○ 就労継続支援A型事業所は、県内で89事業所があり、障害者に就労機会を提供しています。</p> <p>○ 公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を評価しており、第三者評価を推進する組織として「広島県福祉サービス第三者評価推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を県社会福祉協議会に設置しています。</p> <p>○ 医療に関する患者・家族等と医療従事者、医療機関との信頼関係の構築支援と患者サービスの向上を目的として、「広島県医療安全支援センター」を設置し、専門の相談員を配置して、患者・家族等からの医療に対する相談や苦情等を受け付けています。 相談件数については、県民の医療に対する関心の高さを背景に、年々増加傾向にあります。</p> <p>(H27:565件, H28:580件, H29:704件)</p>	<p>○ 実地指導の標準化を図るため、市町職員を対象にした研修の実施や、県が実施指導を行っていない障害福祉サービスに係る市町の指導状況を把握する必要があります。</p> <p>○ 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、情報公表制度の効果的な活用により、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図る必要があります。</p> <p>○ 平成29(2017)年度から指定(運営)基準等の改正が行われましたが、生産活動の収益で利用者の賃金を賄うという指定基準を満たすことができないA型事業所が県内に約6割あり、また、県内ではA型事業所の経営破たんにより多数の利用者が突然解雇される事案が発生しており、A型事業所の経営の改善等を図る必要があります。</p> <p>○ 第三者評価受審者数が伸び悩んでいるため、第三者評価の有効性を事業者へ周知していく必要があります。</p> <p>○ 医療技術の高度化や多岐に及ぶ相談内容、医療保険制度等の改正などの新しい制度にも対応できるよう、広島県医療安全支援センター相談員の資質向上の取組を図る必要があります。</p> <p>○ 患者と医療従事者、医療機関との信頼関係を醸成するため、患者の要望を真摯に受け止め、必要な情報を提供することや、患者自らが相談できる体制を整え、患者が医療に参加できる環境を作り上げていくことが必要です。</p>	<p>○ 実地指導を担当する市町職員を対象とした研修を実施し、事例の発表・研修等による指導ノウハウの普及を図るとともに、市町へ権限移譲を行った障害福祉サービス事業については、市町が実地指導を行う上での障害福祉サービス等報酬や制度等の問題点を把握し、必要に応じて、国に働きかけるなど、市町と連携し障害福祉サービスの質の向上を図ります。</p> <p>○ 情報公表制度について、より多くの利用者や相談支援専門員等が活用できるよう普及・啓発に向けた取組を実施し、障害福祉サービスの質の向上を図ります。</p> <p>○ 指定基準を遵守するように就労継続支援A型事業所を指導するとともに、平成30年1月から広島県障害者自立支援協議会で就労継続支援A型事業所の検証作業を行っており、この結果を踏まえて、必要な支援を検討します。</p> <p>○ 第三者評価が適切に実施されるよう、事業の実施に関する基本方針に基づき、事業の実施状況を把握するとともに、推進委員会へ必要な助言を行います。</p> <p>○ 推進委員会と連携して、事業者への研修会等で第三者評価の必要性や福祉サービスの向上について普及啓発し、第三者評価が事業者に定着するよう努めます。</p> <p>○ 県内の他の医療安全支援相談窓口との連携を図り、事例検討会を行うなど、相談者に対してより良い対応ができるよう、相談員の資質向上に努めます。</p> <p>○ 患者と医療従事者の相互理解を深めるため、インフォームド・コンセントの充実、ミスコミュニケーションの防止など、患者・医療従事者を対象とした研修機会を提供します。</p>
<p>(2) 人材の育成・確保</p>		
<p><b>【障害者支援に携わる者等の人材育成】</b></p> <p>○ 市町において設置している身体・知的障害者相談員の相談活動が地域間格差なく充実が図られるよう、県内広域で研修を実施しています。</p> <p>○ 平成27(2015)年度から、すべての障害福祉サービス等の支給申請に対し、計画相談支援(サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成)を実施していく必要があることから、平成23(2011)年度以降、相談支援従事者初任者研修の受講定員を増枠したところですが、現在も支援業務に従事する相談支援専門員が不足しています。</p> <p>○ 相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修修了年度から5年度の間、相談支援従事者現任研修を修了することが必要であること以外の定めがないことから、相談支援専門員を対象とした研修の機会が不足しています。</p> <p>○ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、法定の更新研修は設定されておらず、現任者を対象とした研修の機会が不足しているため、平成28(2016)年度からフォローアップ研修を実施しています。</p> <p>○ 障害者の就労移行や就労継続支援の従事者の質的向上を図る研修等の機会が不足しています。</p>	<p>○ 相談支援従事者初任者研修の受講定員を拡大するためには、研修のグループワークにおいて、指導力を備えた演習ファシリテーター(相談支援専門員)を多数確保する必要があります。</p> <p>○ 相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、平成31(2019)年度からの相談支援従事者等の研修体系の大幅見直しに、的確に対応する必要があります。</p> <p>○ 障害福祉サービス等が適切に提供されるためには、事業所の従事者等の人材育成を図り、資質向上を図る必要があります。また、障害者の雇用や就労ニーズの高まりによって、資質の高い従事者等による継続的な支援が求められています。</p> <p>○ 高度で専門的な見識、技術を必要とする研修は、事業者単位で取り組むことが困難なため、行政や職能団体等による支援を行う必要があります。</p> <p>○ 介護職員等による喀痰吸引等業務の従事者については、制度が円滑に実施されるよう、養成していく必要があります。</p>	<p>○ 相談支援従事者初任者研修における演習ファシリテーター研修の内容を充実し、事業所内又は事業所間の連携においてOJT効果を高めるとともに、相談支援従事者等の研修制度の大幅な改正に対応するため、研修ファシリテーターを担える指導力を備えた相談支援専門員の育成に取り組みます。</p> <p>○ 指導力を備えた相談支援専門員の育成に当たって、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修への計画的な人材派遣を行います。</p> <p>○ 相談支援従事者に対する研修カリキュラムの充実により、相談業務の量的拡大によるセルフプランの改善・解消や、サービス等利用計画の質の向上を図るとともに、相談支援に関して指導的な役割を果たすべく、新たに創設される主任相談支援専門員の養成に取り組みます。</p> <p>○ サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の人材育成については、引き続き、フォローアップ研修を実施するとともに、平成31(2019)年度から、新たに創設される基礎、実践、更新研修に取り組みます。</p> <p>○ 障害者の雇用や就労を支援する従事者の資質の向上を図るため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、先進事業所の視察研修の実施など、必要な知識や技法の習得に向けた取組を行います。</p> <p>○ 県が行う研修だけでなく、身体・知的障害者相談員等の関係団体による研修実施を促進します。</p> <p>○ 介護職員等による喀痰吸引等業務の従事者の養成については、喀痰吸引等研修の受講ニーズを把握しながら、研修実施体制の整備等を図ります。</p>
<p><b>【保健医療サービス等を担う人材の育成・確保】</b></p> <p>○ 本県の就業歯科衛生士数は年々増加傾向にありますが、中山間地域や島嶼部地域など不足がみられるところもあり、地域偏在が生じています。 介護予防や摂食嚥下障害の軽減、誤嚥性肺炎の予防等には、口腔ケアが効果的であることがわかっており、それらを担う歯科衛生士の役割は重要です。</p>	<p>○ 就業歯科衛生士の更なる確保による地域偏在の解消とともに、介護予防や摂食嚥下障害の軽減、誤嚥性肺炎予防など全身の健康につながる口腔ケアに対応可能な歯科衛生士の養成が必要です。</p>	<p>○ 広島県歯科衛生士会と連携しながら、潜在歯科衛生士の掘り起こし等により、中山間地域や島嶼部地域への就労促進を図るとともに、介護予防等のための口腔機能の維持・向上、誤嚥性肺炎予防等のための専門的な口腔ケアが実施できる歯科衛生士を養成します。</p>

## 第4次障害者プランの検討・整理表 [たたき台]

現 状	課 題	施策の推進方向
<p>○ 障害者や在宅患者等の医薬品の適正使用を推進するため、薬剤師の関係団体が実施する医療や介護、福祉分野の研修を支援することにより、薬剤師の資質向上を図っています。</p> <p>○ 県立広島大学では、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、精神保健福祉士を養成しています。</p> <p><b>〔広島県福祉人材育成センター〕</b></p> <p>○ 広島県福祉人材育成センター等による求人・求職のマッチングのための無料職業紹介・就職説明会等を行っています。多くの福祉・介護施設が人材の不足感を持っており、福祉・介護分野の有効求人倍率も高い水準で推移しています。</p> <p>○ 離職者の内、3年未満の介護職員の離職率が60%以上と高く、「入ってもすぐ辞めてしまう」ことにより、組織としての知識やノウハウが溜まりにくく、サービスの質や介護職員のモチベーションが維持できないという悪循環に陥ることが懸念されます。</p> <p>○ 福祉・介護業界に対するマイナスイメージが払拭できない状況にあります。</p>	<p>○ 在宅医療のニーズの増加や、求められるサービスの多様化に対応するため、引き続き薬剤師の関係団体が実施する医療や介護、福祉分野の研修を支援する必要があります。</p> <p>○ 安定的な人材確保、定着のためには、幅広い人材のライフスタイルに応じた幅広い働き方の整備や事業所選択にあたり比較検討がしやすい情報提供を行うとともに、職員が誇りを持って安心して働ける職場環境づくりに事業主や管理者、関係者等が継続して取り組んでいく必要があります。</p> <p>○ 広く一般に福祉・介護業界の実情を紹介しイメージ改善を促進するほか、小中高校生・大学生や教員・保護者等についても幅広く理解促進を図る必要があります。</p>	<p>○ 薬剤師の関係団体が行う介護・福祉分野の研修の充実を支援し、薬剤師の更なる資質向上を図ることにより、医療ケアを必要とする障害者の医薬品の適正使用を推進します。</p> <p>○ 県立広島大学において看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、精神保健福祉士の養成を行います。</p> <p>○ 将来にわたって質の高い福祉・介護人材が安定的に確保されるよう、広島県福祉人材育成センターや福祉・介護人材確保等総合支援協議会を中心として人材のマッチング、職場改善・資質向上、イメージ改善・理解促進等の施策に総合的に取り組みます。</p>
<p><b>V 暮らしやすい社会づくり</b></p>		
<p><b>1 バリアフリーの推進</b></p>		
<p><b>(1) 福祉のまちづくりの推進</b></p>		
<p>○ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称バリアフリー法)及び「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物のバリアフリー化の推進に取り組んでいます。</p> <p>■ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バリアフリー法に基づき、基準適合義務のある一定の建築物の建築時の審査のほか、基準適合建築物の維持保全について、建築主等に対し、指導、助言等を行い、建築物のバリアフリー化の推進に取り組んでいます。</li> </ul> <p>■ 広島県福祉のまちづくり条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを推進するため、公益的施設等の適用施設の構造及び設備の整備について、必要な基準を定めています。</li> <li>・ 適用施設の建築等を行う場合には、事前に協議(一定規模未満の適用施設を除く)することとしており、協議の際に基準への適合について指導及び助言を行っています。</li> <li>・ 条例及び規則に基づく事務(事前協議、適合通知、適合証の交付等)は、各市町で処理することとしています。</li> </ul>	<p>○ 多様な障害特性に応じ、実態に即した建築物のバリアフリー化の促進が求められています。</p> <p>○ 建築計画の検討段階で、「バリアフリー法」及び「広島県福祉のまちづくり条例」に基づく基準適合について建築主等の意識の高揚が求められています。</p>	<p>○ 広島県福祉のまちづくり条例及びバリアフリー法の普及啓発を行います。</p> <p>○ 建築主や設計者からの各種相談の機会を捉え、基準適合に向けた助言等により、バリアフリー化の実現に向けた意識啓発及び技術支援を継続的に実施していきます。</p> <p>○ 障害者等の生活環境等の社会情勢の変化に伴う多様なニーズに対応できるよう、国の法改正等に連動して、適宜、広島県福祉のまちづくり整備マニュアルの見直しを行っていきます。</p>
<p><b>(2) 公共的施設等のバリアフリー化の推進</b></p>		
<p>○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例に基づき、人々が安全で安心して利用できる道路空間のバリアフリー化を推進しています。</p> <p>国土交通大臣が指定する特定道路において、バリアフリー法の基準に適合した整備を実施しています。</p> <p>○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に基づき、障害者等が利用しやすい都市公園となるよう多目的トイレの設置など園内のバリアフリー化を推進しています。</p> <p>○ 広島県福祉のまちづくり条例を踏まえた、自然公園等の施設整備や改修を実施しています。</p> <p>○ 広島県福祉のまちづくり条例及びこれに係る広島県福祉のまちづくり整備マニュアルに基づき、県庁舎のバリアフリー化を進めています。</p> <p>○ 県営住宅再編5箇年計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、県営住宅のバリアフリー化を進めています。</p>	<p>○ 人々が安全で安心して利用できる道路空間を創造するため、特定道路をはじめとした道路空間のバリアフリー化を推進していく必要があります。</p> <p>○ 県及び市町の都市公園について、条例基準に適合した公園整備を行う必要があります。また、条例に適合していない既設の公園については、改善する必要があります。</p> <p>○ 誰もが利用しやすい自然公園等施設の整備・改修が求められています。</p> <p>○ 障害を持つ方が、快適かつ安全に利用できるよう、バリアフリー化をさらに推進していく必要があります。</p> <p>○ バリアフリー化された県営住宅の割合は、約3割に留まっています。</p>	<p>○ 国及び市町と連携し道路空間のバリアフリー化を推進していきます。</p> <p>○ 県で新規設置する都市公園については、条例に適合した公園整備を行います。既設の公園については調査し、条例に適合していない場合は改善していきます。</p> <p>また、各市町の管理する都市公園については、各市町で制定している条例に沿って都市公園の整備を行うよう働きかけます。</p> <p>○ 誰もが利用しやすい自然公園等となるよう、施設の整備等を行っていきます。</p> <p>○ 誰もが利用しやすい県庁舎となるよう、県庁舎の整備を進めていきます。</p> <p>○ 県営住宅の計画的な建替と改修を実施します。</p>
<p><b>(3) 公共交通機関等のバリアフリー化の推進</b></p>		
<p>○ 高齢者や障害者等の社会参加等を活発化するため、移動の円滑化を促進する必要がありますが、利用者が一定以上の鉄道駅や市町の中心駅等においても、バリアフリー化設備が未整備の駅があります。</p> <p>○ 低床路面電車やノンステップバスなどの車両については、事業者が県・市町の支援や国の補助制度を活用し、計画を持って導入を進めています。</p>	<p>○ 鉄道駅については、市町とJRが連携し、国庫補助制度を活用した整備が進められていますが、利用者の多い駅から整備が進んでいる状況です。</p>	<p>○ 鉄道駅のバリアフリー化について、市町とJRが連携して行う先導的なバリアフリー化整備に対し、県の補助制度を通して支援や助言を行います。</p> <p>○ 低床路面電車やノンステップバス等の車両については、計画どおり導入が進むよう、事業者へ助言を行います。</p>
<p><b>2 防災対策の強化</b></p>		
<p><b>(1) 要配慮者に対する支援</b></p>		
<p><b>〔災害時避難支援〕</b></p>		

## 第4次障害者プランの検討・整理表 [たたき台]

現 状	課 題	施策の推進方向
<p>○ 近年の災害においては、障害者など要配慮者が犠牲になるケースが多いことから、「広島県地域防災計画」において、要配慮者及び避難行動要支援者対策を推進することとしています。</p> <p>また、避難行動に時間を要する人に対して、その避難行動支援の対策とともに、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達することとしています。</p> <p>○ 指定避難所で要配慮者が生活するために必要な設備及びスペースを確保するとともに、市町における福祉避難所の設置の指定を促進するとともに、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な避難場所の確保に努めます。</p>	<p>○ 避難行動要支援者の個人々人について、「誰が、誰を、どこに、どのように」避難支援するのかを具体的に定めた個別計画の策定については、平成29(2017)年6月現在で18市町で策定し、5市町で策定に着手しています。</p> <p>また、個別計画の策定に当たっては、避難行動要支援者の個人情報の保護や避難支援を行う支援者の確保、避難行動要支援者への情報伝達などの課題があります。</p> <p>○ 市町における福祉避難所の指定は、平成29(2017)年10月1日現在、23市町で335施設となっていますが、福祉避難所に指定された施設の多くが高齢者施設であることから、高齢者や障害者等の特性に応じた福祉避難所を確保するとともに、要支援者の受入体制を整備する必要があります。</p>	<p>○ 災害時の円滑かつ迅速な避難が確保されるよう、また、迅速な安否確認が適切に行われるよう、市町における避難行動要支援者名簿の定期的な更新及び障害の特性や地域の実情等を踏まえた避難行動要支援者の個別計画の策定・見直しの取組を支援していきます。</p> <p>○ 避難支援者の確保に向けた取組を促進するため、市町研修会の開催や先進市町の取組事例等の紹介などにより市町の支援を行います。</p> <p>また、要支援者の特性に応じた実効性のある避難支援体制を確保するため、要支援者を含めた訓練等の取組を進めます。</p> <p>○ 要支援者の特性に応じた福祉避難所の確保や要支援者の受入体制の整備など、市町の取組を進めるため、高齢者や障害者などの関係団体との連携により支援をします。</p>
<p><b>[緊急時情報提供体制]</b></p> <p>○ 災害発生時に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するため、県では「防災情報システム」を整備し、市町からの被害情報や避難所開設の状況等をオンラインで収集しています。</p> <p>また、収集した情報は防災関係機関と情報共有を図るとともに、インターネット(広島県防災Web)を通じて広く県民に提供しています。</p> <p>○ 障害者等への防災情報の伝達のため、音声読み上げソフトに対応した「視覚障害者向け防災情報メールシステム」の運用を行っています。</p> <p>○ 聴覚障害者への防災・災害情報の伝達にも対応できる聴覚障害者用情報受信装置等の給付等について、各市町地域生活支援事業により実施しています。</p>	<p>○ 障害者を含めたすべての人が、迅速な避難行動をとるため、避難情報や避難所開設情報などの必要な情報を、多様な情報提供手段により迅速かつ容易に入手できるよう環境を整備していく必要があります。</p>	<p>○ 情報を必要とする障害者やその支援者が、迅速かつ確実に必要な情報を入手できるよう、広島県防災Webや県の視覚障害者向け防災情報メールの周知や利用促進を図ります。</p> <p>○ 引き続き、聴覚障害者など情報伝達等が困難な方に対して、日常はもとより災害等緊急時にも対応できる、市町地域生活支援事業の情報意思疎通支援用具の給付等を支援していきます。</p>
<p><b>[土砂災害対策]</b></p> <p>○ 要配慮者利用施設が保全対象に含まれる危険箇所の整備や土砂災害警戒区域等の指定を優先して実施しています。</p> <p>また、インターネット(土砂災害ポータルひろしま)等により、雨量・土砂災害危険度情報や土砂災害危険箇所などの情報を提供しています。</p> <p>○ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等が避難確保計画の作成・避難訓練の実施を行うための支援を行っています。</p>	<p>○ 本県は、土砂災害のおそれのある箇所に要配慮者利用施設が多いため、緊急度や優先度を踏まえながら、計画的に土砂災害防止施設の整備を進めていく必要があります。</p> <p>○ 要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が土砂災害防止法において義務化されているが、作成率等が低い状況です。</p>	<p>○ 緊急度や優先順位の高い箇所から、砂防堰堤や法枠等の土砂災害防止施設の整備を計画的に実施します。併せて、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定の推進や、土砂災害警戒情報に係る情報提供システムの拡充などを行います。</p> <p>○ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、市町と連携して積極的に支援を行います。</p>
<p><b>[水害対策]</b></p> <p>○ 洪水時に市町から発令される避難勧告等の避難情報のうち「避難情報・高齢者等避難開始」の発令判断の目安となるよう、県管理河川61河川において基準水位(避難判断水位)を設定し運用しています。</p> <p>また、その水位情報等について、インターネット(広島県防災Web)や防災情報メール通知サービス等により、情報提供しています。</p> <p>○ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等が避難確保計画の作成・避難訓練の実施を行うための支援を行っています。</p>	<p>○ 洪水時において要配慮者が適切な避難行動ができるよう継続して周知していく必要があります。</p> <p>また、基準水位を設定する際に設定したリードタイム(適切な避難行動等に要する時間)が、より実態に合う時間設定となるよう、検証していく必要があります。</p> <p>○ 要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が水防法において義務となっており、施設管理者等が主体的に作成する必要があります。</p>	<p>○ 洪水時の適切な避難に繋がるよう、市町と連携して、洪水時にとるべき行動やそのタイミング、基準水位の意味等について、住民への啓発活動に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>また、出水時における市町及び住民の実際の防災行動について検証を行い、必要に応じて基準水位の見直しを行うなど、フォローアップを実施していきます。</p> <p>○ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、市町と連携して積極的に支援を行います。</p>
<p><b>[自主防災]</b></p> <p>○ 県内の自主防災組織率は、平成29(2017)年4月1日現在で91.7%であり、年々向上しています。</p> <p>自主防災組織率は向上している一方で、活動が活発化していない組織が約4割にのぼります。</p> <p>○ 広島県障害者社会参加推進センターでは、市町や関係団体等からの意見を踏まえ、災害時の対応に支援や介助を必要とする人たちやその家族の方々に、日頃から備えておけばよいことなどを紹介するとともに、地域の人たちや支援・介助に携わる人が心がけておくべき事項などをまとめた「防災ガイド～障害のある方、高齢者や小さな子どものいる家庭のために～」を作成しています。</p>	<p>○ 自主防災組織のない地域においては、災害発生時に自力で避難等をすることが困難な事情のある住民の情報を得ることが困難となっています。</p> <p>自主防災組織の活動が活発でない地域においては、訓練等の実施が十分でないため、災害発生時に自力で避難等をすることが困難な事情のある住民への支援が困難となっています。</p> <p>○ 災害への日頃の備えに対する啓発は、災害時の避難場所や情報伝達手段などがそれぞれの地域特性に即した内容である必要があります。</p>	<p>○ 避難行動要支援者への支援が充実するよう自主防災組織がない地域における設立を促進します。</p> <p>○ 地域における防災意識の向上や実践的な活動を行えるよう、自主防災組織の活動の活性化を図ります。</p> <p>○ 防災ガイドの普及啓発を進めるとともに、各地域で要配慮者に対する防災ガイド等が作成されるよう働きかけを行います。</p>
<p><b>3 防犯・交通安全等の推進</b></p>		
<p><b>(1) 防犯対策の推進</b></p> <p>○ 「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の展開に伴う第4期アクション・プラン(平成28(2016)年度～平成32(2020)年度)などに基づき、日本一安全・安心な広島の実現に向けて取組を推進しています。</p> <p>○ 警察への緊急通報は主として電話による110番通報ですが、聴覚・言語等が不自由な身体障害者(以下「聴覚障害者等」という。)は、電話による110番通報を行うことができないことから、緊急通報に困難が生じています。</p>	<p>○ 犯罪の総量抑止が図られ、県民の「安全・安心」は確保されつつありますが、居住地域の治安が良好と感じている県民の割合は未だ十分とはいえない状況です。</p> <p>○ メール110番は、一般の電気通信事業者の行う電子メールサービスを利用しており、相互通話である音声による110番通報と異なり、一方通行の通信手段となることのほか、遅延又は未着が発生する場合があります。</p>	<p>○ 「日本一安全・安心な広島の実現」を図るため、多様な主体が協働・連携した「安全・安心なまちづくり」と「安全・安心をもたらす警察活動」を両輪とした取組を推進します。</p> <p>○ メール110番及びファックス110番の適正な使用を促すため、ホームページに広報文を掲載するほか、聴覚障害者等の団体に対して周知を依頼するなどの広報を行います。</p>

## 第4次障害者プランの検討・整理表〔たたき台〕

現 状	課 題	施策の推進方向
<p>そのため、聴覚障害者等の安全確保の強化を図ることを目的に、総合通信指令室に電子メール送受信機能を持つ端末及びファクシミリを設置し、事件・事故等に係る聴覚障害者等からの緊急通報を、それぞれメール110番及びファックス110番として運用しています。 【表2-5-〇 メール110番・ファックス110番受理件数】</p>		
<b>(2) 交通安全対策の推進</b>		
<p>○ 身体障害者の自立支援等が進むことにより、身体障害者の外出機会が増加しており、これらの人々が安全・安心に外出できる交通環境の整備が求められています。 ○ 身体障害者の利用頻度の高い施設の周辺にある横断歩道等に設置される信号機に、視覚障害者用付加装置や音響式歩行者誘導付加装置など機能を付加した制御のほか、横断秒数の見直しなどの運用改善を行っています。 ○ 交通弱者等の安全確保のため、区域を定めた最高速度30km/hの速度規制と道路管理者等による安全対策を組み合わせた生活道路対策である「ゾーン30」の整備を推進しています。</p>	<p>○ 視覚障害者用付加装置については、付近住民から音が気になるとして設置について合意形成ができない場合があります。  ○ これまで整備を行ってきた視覚障害者用付加装置等の老朽化が進みつつあり、更新など適切な維持管理を行う必要があります。</p>	<p>○ 視覚障害者用付加装置については、付近住民に設置の必要性等を説明するとともに、音量を調節するなどして理解を求めるとともに、夜間は必要な時のみ吹鳴するよう押しボタンと連動した方式の導入を進めます。 ○ これまで整備した装置が適切に機能するよう、保守や更新を行います。  ○ 地域住民や関係団体の要望や意見を踏まえた対策を進めます。</p>
<b>(3) 手話のできる警察職員の育成</b>		
<p>○ 警察本部では、事件・事故等の現場及び窓口において、聴覚障害者との円滑な意思伝達を図るため、初心者を対象とした手話講習会及び手話の素養を有する職員に対するブラッシュアップ講習を実施しています。</p>	<p>○ 事件・事故等の現場において、聴覚障害者の不安を解消するため、現場で対応する地域・交通部門の警察官に対する手話講習等への受講機会を増やしていく必要があります。 ○ 手話経験が浅い者でも、簡単な手話を交えながら聴覚障害者と円滑な意思伝達ができるよう環境整備を図る必要があります。</p>	<p>○ 地域・交通部門の警察官を重点対象とした手話講習会及びブラッシュアップ講習を継続して実施します。  ○ コミュニケーション支援ボードを作成し、簡単な手話を交えながら窓口業務で活用するなど、聴覚障害者が安心して窓口を訪れることができるような取組を進めます。</p>
<b>(4) 消費者被害の防止</b>		
<p>○ インターネット・スマートフォンの普及や、取引形態の多様化、悪質事業者の手口の巧妙化等により、消費生活相談の内容はより複雑化・多様化しています。</p>	<p>○ 継続的な消費者被害防止情報の提供が必要です。  ○ 障害者の消費者被害を防ぐためには、障害者への働きかけに加え、障害者を見守る立場の人への働きかけが重要です。</p>	<p>○ 消費者被害の防止と救済のため、消費生活相談体制の充実強化や事業者指導の強化を図ります。 ○ 障害者への的確な情報提供に努めるとともに、地域における見守り体制の充実強化を図ります。</p>
<b>4 研究・開発の推進と普及</b>		
<p>○ 福祉用具・介護機器等は、高齢者や障害者等の生活の質の向上に不可欠なデバイスですが、ユーザーごとに個別の要求が強く、品目ごとの市場が小さく多品種少量生産でありメンテナンス性も求められることから、収益性が低い状況です。このため、国では福祉用具法の規定に基づき事業者の研究開発・普及を支援しています。 本県においても、ひろしま産業新成長ビジョンで次代を担う新たな産業と位置付ける当分野において、医療機器・福祉用具等の生産拡大による医療関連産業クラスターの形成を目指して取り組んでいます。 ○ 県立総合技術研究所は、そしゃく困難者などの人がいつまでも「食べる」楽しみを味わえる食生活の環境づくりのため、食べやすい軟らかさでありながら、食品の色や形をそのままに保つ技術“凍結含浸技術”を開発しました。 この技術を使った食事を多くの人に利用していただくため、県内外の企業の商品化支援や介護施設、病院等に技術移転を行うとともに、技術指導や普及活動を実施しています。  【表2-5-〇 県内外の企業の商品化や福祉関係施設等での実用化件数】  ○ 県立広島大学においても、研究活動の振興を図るとともに、県内産業の振興や地域課題の解決に貢献するため、健康、保健、福祉など各分野において、重点研究事業を推進しています。  また、地域ケアに関する包括的なチームアプローチを実践していくために必要な人材育成や問題の研究を進めるとともに、地域の保健・医療・福祉機関や企業等との連携による研究や研究成果を活用した商品開発を実施しています。</p>	<p>○ ユーザーのニーズに合わせて、必要な人に必要な機器が提供されるよう、徹底的な現場観察やICTやロボット技術などの最新技術を活用した製品開発を促進する必要があります。  ○ 凍結含浸食は、量産体制の確立や一層の生産のコスト削減が必要なことから、利用企業数が伸び悩んでいます。  ○ 県立広島大学において、研究事業及び大学の有する知的資源の地域還元への更なる推進を図る必要があります。</p>	<p>○ 医療・福祉の質の向上と地域産業振興を促進するため、医療関連産業クラスターの形成に向け、課題発見型の製品開発を行うバイオデザインプログラムなども活用し、医療関連ビジネスの早期拡大を図ります。  ○ 企業等のニーズに沿った開発を共同して進め、省力・低コスト化を図るための大量製造に向けた技術開発、技術支援を行います。  ○ 県立広島大学において、重点研究事業をはじめとする研究を推進するとともに、企業に対する課題解決のための支援、保健・医療・福祉等の分野における専門的な知的資源の提供、政策課題に対する検討や提言などを行うことができる地域のシンクタンクとしての機能の強化を図ります。</p>
<b>5 ユニバーサルデザインの推進</b>		
<p>○ ユニバーサルデザインひろしま推進指針(平成14(2002)年3月)の策定をはじめ、関連ガイドラインを策定し、すべての人があらゆる場面でバリアを感じることなく、安全で安心して快適な生活を楽しむことができるユニバーサルデザイン社会の実現に向け、セミナーの実施等を通じて普及啓発に取り組んできました。  【表2-5-〇 ユニバーサルデザインに係る指針・ガイドライン策定状況】 ○ 現在、県内全ての市町においてユニバーサルデザインへの取組が進められており、一定の普及は図られたと考えられます。 ○ 平成7(1995)年3月の「広島県福祉のまちづくり条例」制定後、県民一人一人が福祉のまちづくりに積極的に取り組む気運を醸成するため、福祉関係団体、経済関係団体、建設関係団体、交通関係団体等で構成する広島県福祉のまちづくり推進協議会を平成8(1996)年3月に設置しています。</p>	<p>○ ユニバーサルデザインひろしま推進指針をはじめ、各種ガイドライン等の存在が十分に認知されていません。  ○ 福祉のまちづくりに向けた普及啓発活動等を進めていく必要があります。</p>	<p>○ ユニバーサルデザインひろしま推進指針をはじめ、ユニバーサルデザインの考え方について、広く事業者や県民に普及啓発を図るとともに、障害者等の生活環境の変化に伴う多様なニーズに対応できるよう、必要に応じて、各種ガイドライン等の見直しと改定を行います。  ○ 「広島県福祉のまちづくり条例」の趣旨に沿った福祉のまちづくりを進めるため、広島県福祉のまちづくり推進協議会を開催し、行政のみならず、事業者や県民一体となり、「福祉のまちづくり」に向け、情報交換や意見交換、課題等を共有しながら普及啓発活動等を推進します。</p>

## 第4次障害者プランの検討・整理表 [たたき台]

現 状			課 題	施策の推進方向
				<p>○ 東京パラリンピックを契機に共生社会の実現に向けた施策としてユニバーサルデザイン2020行動計画が政府において決定され、バリアフリー水準の向上や心のバリアフリー教育、ボランティア機運を高める取組を行うとしています。広島県においても改めて推進指針を踏まえた取組を推進します。</p>